

2034

宇治田原町

第6次

まちづくり総合計画

もっと ずっと

宇治田原

やすらぎ つながり にぎわい
ハートのまち



2025

はじめに

宇治田原町では、これまで5次にわたり、まちづくりの基本的な指針となる「総合計画」を策定し、その時々地域課題に対応したまちづくりを進めてまいりました。

近年、新型コロナウイルスの流行やデジタル化の進展によって、価値観や生活様式はめまぐるしく変容しています。また、少子高齢社会の急速な進行に伴う生産年齢人口の減少や社会保障費の増大に加え、世界的なエネルギー価格高騰による生活物価の上昇、さらには激甚化・頻発化する災害への対応など、本町を取り巻く環境や課題も複雑化・多様化しています。



こうした社会経済情勢の変化に対応しながら、豊かさと持続可能性の両立をめざすこれからのまちづくりの羅針盤として、「第6次まちづくり総合計画」を策定いたしました。

宇治田原町には豊かな自然と歴史、そして何よりも地域を愛し支えてくださる皆さまの力が 있습니다。新しい計画では、「もっと住みやすくなる」「ずっと関われる」そのような皆さまのふるさとへの想いを込め、「もっと ずっと 宇治田原 ～やすらぎ つながり にぎわい ハートのまち～」を将来像に決めました。

先人たちが築いてこられた活力あふれる宇治田原町を、20年、30年先、そして100年先までどのようにつないでいくか、「ずっと住み続けたい」「もっと訪れたい」そう思っただけのよう、この町に関わる多くの皆さま方と地域課題を共有しながら、一つひとつの施策を進めてまいりたいと存じますので、なお一層のご理解とご助力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本総合計画の策定にあたりまして、格別のご尽力を賜りました「宇治田原町まちづくり総合計画審議会」委員、町議会議員の方々をはじめ、各種アンケートやまちづくりカフェ、団体懇談会、パブリックコメント等にご協力いただきました関係各位の皆さま方に心から厚くお礼を申し上げます。

令和7年3月

宇治田原町長 勝谷 聡一

Ujitawara town



目次

序論

1

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨 3
- 2 制度上の位置づけ 3
- 3 計画の構成と期間 4
- 4 計画の役割 5
- 5 計画策定の流れ 6

基本構想

7

第1章 宇治田原町の将来像

- 1 めざすまちの将来像 9
- 2 将来人口 12
- 3 土地利用構想 14

第2章 まちづくりの大綱

- 1 まちづくりの目標と行政の基本姿勢 16
- 2 目標人口の達成に向けたまちづくり戦略 17
- 3 SDGs の推進 18

基本計画

19

- 【参考】基本計画の掲載内容の概要 21

第1章 やすらぎのまちづくり

- 1-1 安全な暮らしの環境づくり 22
- 1-2 地域での防災力の強化 24
- 1-3 元気・健康づくり 26
- 1-4 医療ネットワークと保険制度の推進 28
- 1-5 支え合い助け合う地域福祉の充実 30
- 1-6 いきいき生活できる高齢者福祉の充実 32
- 1-7 地域との共生をめざす障がい者福祉の充実 34

第2章 つながりのまちづくり

- 2-1 戦略的な土地利用の推進 36
- 2-2 環の暮らしの推進 38
- 2-3 豊かな自然との共生 40
- 2-4 交通・住まい環境の充実 42
- 2-5 安全な水の安定供給と環境にやさしい下水道整備の推進 44

第3章 にぎわいのまちづくり

| | |
|--------------------------------|----|
| 3-1 観光の魅力向上と移住定住人口の増加によるまちの活性化 | 46 |
| 3-2 商工業の振興 | 48 |
| 3-3 農林業の活性化 | 50 |
| 3-4 就業環境の充実 | 52 |

第4章 ハートのまちづくり

| | |
|-----------------------------|----|
| 4-1 子育て環境の充実 | 54 |
| 4-2 子どもたちの教育の充実 | 56 |
| 4-3 ライフスタイルに応じた生涯学習・スポーツの推進 | 58 |
| 4-4 郷土愛の醸成と地域文化の継承 | 60 |
| 4-5 人権・男女共同参画と平和を尊重する環境づくり | 62 |
| 4-6 多文化共生の推進 | 64 |

第5章 行政の基本姿勢

| | |
|--------------------------|----|
| 5-1 住民が主役のまちづくりの推進 | 66 |
| 5-2 効果的な行財政運営（デジタル化推進含む） | 68 |

まちづくり戦略

71

第1章 まちづくり戦略の位置づけ

| | |
|----------------|----|
| 1 まちづくり戦略策定の趣旨 | 72 |
| 2 戦略の方向性 | 74 |

第2章 戦略の展開

77

資料編

89

| | |
|-------------------|-----|
| 1 計画の策定に関する事項 | 90 |
| 2 宇治田原町の現況 | 97 |
| 3 計画策定にあたり実施した調査等 | 102 |
| 4 分野別計画体系図 | 109 |
| 5 諮問書・答申書 | 110 |

●本計画書に掲載する用語説明について

本計画書の本文中に使用される専門用語等については、必要に応じてその初出時に、同一ページの
下段に用語説明を掲載しています。（※目次、概念図内等で使用される用語を除く）

もっと
ずっと



序論

1 計画策定の趣旨

本町では、まちづくりの基本的な指針である「宇治田原町第5次まちづくり総合計画」（以下、「第5次総合計画」という。）を平成28年3月に策定し、将来像「人がつながる 未来につながる お茶のふるさと 宇治田原 ～やすらぎ・ぬくもり・ハートのまち～」の実現に向けた取組を進めてきました。

この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や大規模な自然災害の発生、少子高齢化^{*}の一層の進行、国際情勢の変化など、行政運営だけでなく社会経済状況や住民の生活様式そのものに大きな影響を及ぼす事象が多発しています。

また町内においても、新名神高速道路（大津～城陽間）の開通や（仮称）宇治田原インターチェンジの設置等に伴う市街地整備等、大規模な社会基盤整備による情勢の変化が想定されます。

さらに、令和5年に国立社会保障・人口問題研究所^{*}（以下、「社人研」という。）が公表した人口推計によれば、全国的な人口減少が進む中で、本町の人口についても例外なく減少すると見込まれています。

そうした中で、今後20年・30年先を見据え、本町の持続可能性を創出することが、これまで以上に重要になっており、住民と行政がまちの課題や将来像を共有し、多様化する行政需要に対応したまちづくりに取り組むことが求められています。

一方で、第5次総合計画に内包される「第2期地域創生総合戦略」（以下、「第2期総合戦略」という。）については、令和6年度に最終年度を迎えることとなります。

こうした状況を踏まえ、令和7年度以降における本町のまちづくりの基本的な指針となる「宇治田原町第6次まちづくり総合計画」（以下、「第6次総合計画」という。）及び「第3期地域創生総合戦略」（以下、「第3期総合戦略」という。）を一体的に策定することとします。

2 制度上の位置づけ

本町では、「宇治田原町まちづくり総合計画推進条例」において、まちづくりの基本的な指針として総合計画を策定することを位置づけており、第6次総合計画は本条例に基づいて策定します。

また、第6次総合計画と一体的に策定する「まちづくり戦略（地域創生総合戦略）」については、まち・ひと・しごと創生法^{*}に基づいて策定します。

^{*}少子高齢化とは、晩婚化等に伴う出生率の低下と、平均寿命の延伸により、人口全体に占める子どもの割合が減少し、65歳以上の高齢者の割合が増加すること。

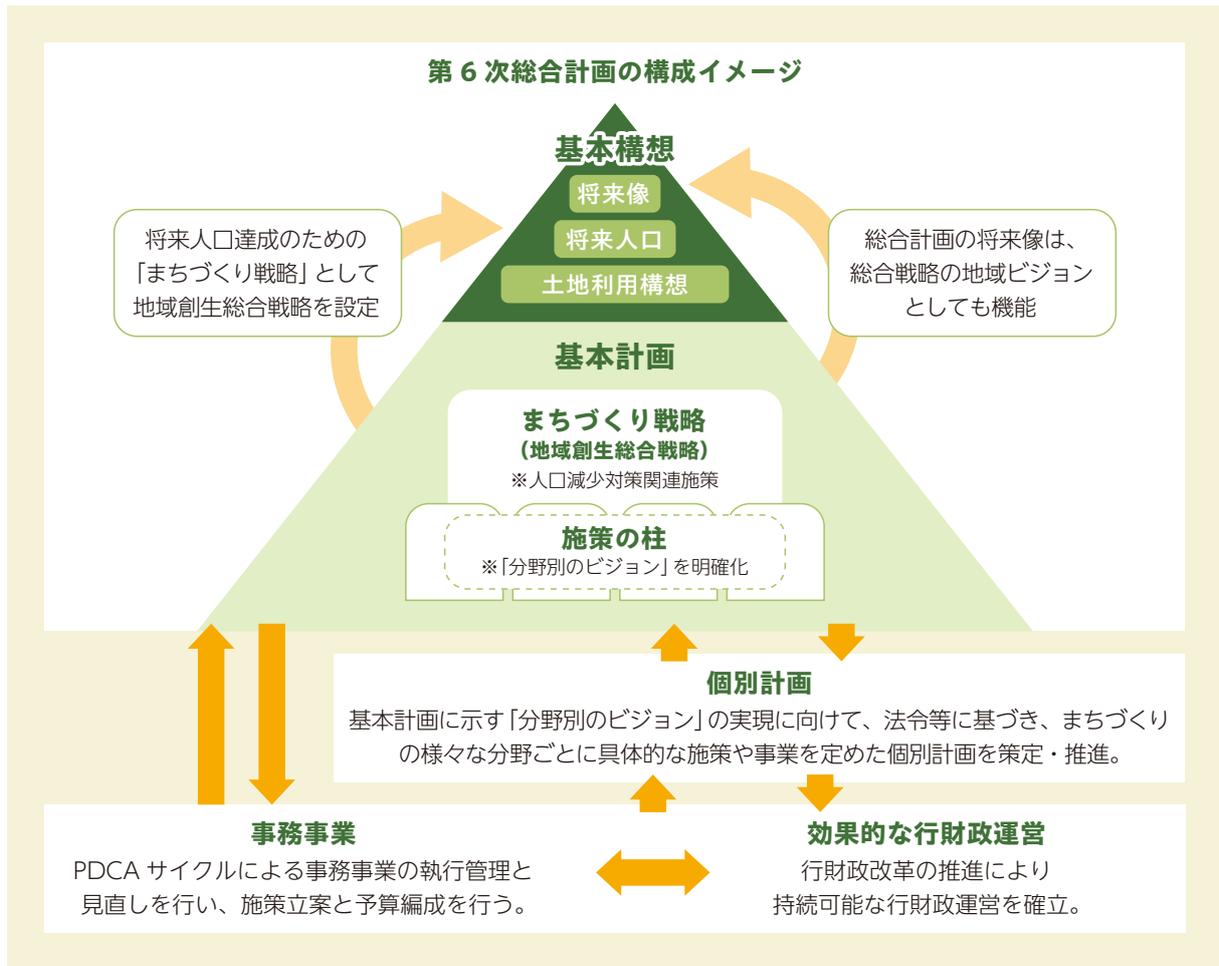
^{*}国立社会保障・人口問題研究所（社人研）とは、厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合によって誕生した機関。厚生労働省に所属する国立の研究機関であり、人口や世帯の動向をとらえるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。

^{*}まち・ひと・しごと創生法とは、人口減少をはじめとする人口問題解消に向けて平成26年に施行された法律。同法に基づき、地方自治体における、長期的な人口の将来展望を示す「人口ビジョン」と、その実現に向けた目標や施策に関する基本的方向等を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定が努力義務化された。

3 計画の構成と期間

本計画は、本町がめざすべき将来像や将来人口、土地利用構想等を示す「基本構想」と、基本構想の実現に向けた施策を体系的に示す「基本計画」により構成します。

また、基本計画には人口減少の克服と地方創生を目的とする「まちづくり戦略（地域創生総合戦略）」における主要課題（人口減少対策等）に重点的、集中的に取り組む「まちづくり戦略（地域創生総合戦略）」を包含します。



第6次総合計画の計画期間は次のとおりです。

| 年 度 | | | | | | | | | |
|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| R7 (2025) | R8 (2026) | R9 (2027) | R10 (2028) | R11 (2029) | R12 (2030) | R13 (2031) | R14 (2032) | R15 (2033) | R16 (2034) |

| 基本構想 令和7年度～令和16年度 | |
|----------------------------------|-----------------------------------|
| 前期基本計画 令和7年度～令和11年度 | 後期基本計画 令和12年度～令和16年度 |
| まちづくり戦略(第3期総合戦略) 令和7年度～令和11年度 | まちづくり戦略(第4期総合戦略) 令和12年度～令和16年度 |

※大きな社会情勢の変化等があった場合には、計画期間に依らず必要に応じて計画の変更を検討します。

4 計画の役割

本計画は、本町のまちづくりにおける行政運営の基本となる計画であり、次のような役割を持ちます。

｜ 総合計画の役割 ｜

地方自治の推進に向けたまちづくりの総合的な指針を示す計画

地方分権が進展し、自治体が担うべき役割と責任が一層高まる中で、持続可能な自治体経営の確立に向けて、多様な施策を総合的に推進するための指針となる計画です。

特に、まちづくりの分野ごとの個別計画を策定・推進する際には、ガイドラインとして機能すべき計画です。

多様な主体とまちづくりの方向性を共有する計画

住民をはじめ、本町のまちづくりに関わる多様な主体に対して、本町がめざす将来像や目標、その実現に必要な施策等をわかりやすく示し、今後のまちづくりに主体的に参画・協働いただくための方向性を共有する計画です。

広域的な行政運営における連携の基礎となる計画

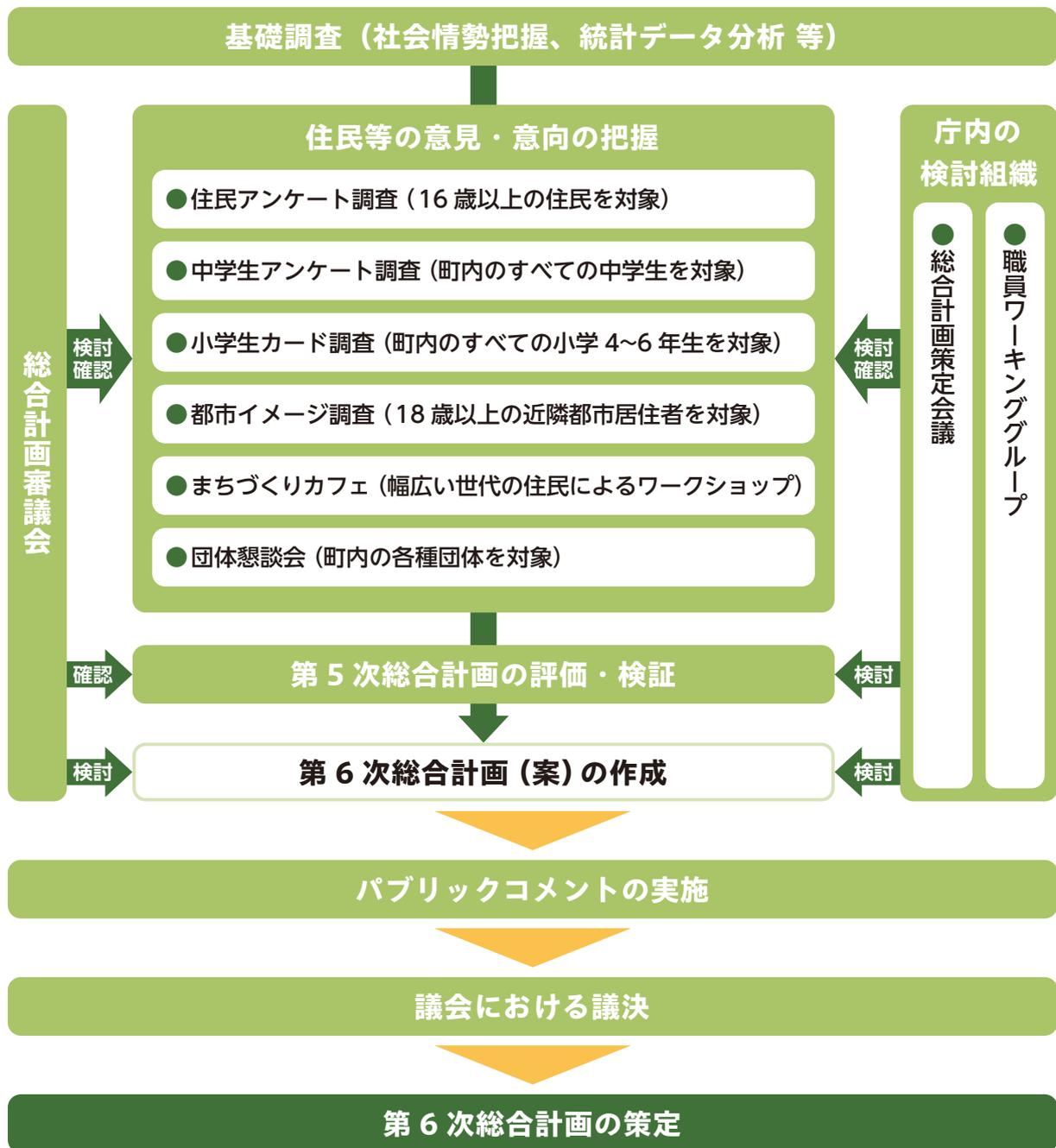
国や府、周辺自治体などとの連携による行政運営において、より広域的なビジョン実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映していくための基礎となる計画です。

5 計画策定の流れ

本計画の策定に当たっては、各種アンケート調査やワークショップ^{*}、パブリックコメント^{*}等を実施し、幅広い世代の住民ニーズや想いを可能な限り計画へ取り入れるように努めています。

また、係長級等の若手職員による職員ワーキンググループや、副町長をトップとした庁内所属長以上の職員により構成された総合計画策定会議において検討を重ねるとともに、学識経験者や住民代表等で構成する総合計画審議会を立ち上げ、多様な視点による計画の検討・審議を行っています。

計画策定の検討の流れのイメージ



^{*}ワークショップとは、参加者が主体的に参加する体験型の講座やグループ学習のこと。

^{*}パブリックコメントとは、国や地方自治体において基本的な政策を定める場合に、事前に内容を公表し、住民に意見や提言等を求め、それらを政策に反映できるかどうか検討した上で決定する制度。

もっと
ずっと



基本構想

1 めざすまちの将来像

もっと
ずっと

宇治田原

やすらぎ つながり
にぎわい ハートのまち

\ 将来像に込めた思い /





もっと
ずっと

やすらげるまちに



住民の想い



住民アンケート調査結果の中で「健康づくりへの支援」の満足度が高い一方で、「医療・保健施設の充実」「高齢者福祉施設、サービスの充実」の満足度が低い。

まちづくりカフェにおける将来像の検討の中で、「おいしい水がはぐくむやすらぎの町」が具体的な将来像として提案されている。



小学生カード調査結果の中で大人になったときの宇治田原町について、「大切なみんなが元気でいられる宇治田原町」「自然災害につよい町」といった希望が出されている。

日本緑茶発祥の地であり、豊かな自然環境に恵まれた本町は、まさに“やすらぎのまち”であるといえます。これまでより“もっと”、これからも“ずっと”やすらげるまちをめざし、お茶を活かした健康づくりをはじめ、本町の特性を活用しながら取り組んでいきます。



もっと
ずっと

つながりのあるまちに



住民の想い



住民アンケート調査結果の中で「通勤・通学などの交通の利便性」は重要度が最も高い一方で、満足度が最も低い。中学生アンケート調査結果の宇治田原町の自慢したいところは、「豊かな緑（山林）」「きれいな水（川）や空気」の割合が特に高い。

まちづくりカフェや職員ワーキングにおける将来像の検討の中で、「つながり」や「自然」に関連するキーワードが多く出されている。



小学生カード調査結果の中で大人になったときの宇治田原町について、「このまま自然を自まんでできるように守ってほしい!」「10年、20年たっても茶畑や山が残っていてほしいと思う」といった自然・環境に関する希望が多く出されている。

本町のめざす“つながりのあるまち”には、地域の中や外との地勢的なつながりだけでなく、持続可能性の創出といった過去・現在から未来への時間的なつながりも重要であると考えます。

人と人、地域と地域が“もっと”つながるとともに、住民が大切に思う自然を“ずっと”残していくための取組を推進します。

もつと ずっと にぎわいのあるまちに

住民の想い



住民アンケート調査結果の中で「働く場・雇用環境の確保」「日常の買物の利便性」は重要度が高い一方で、満足度が低い。

中学生アンケート調査結果の宇治田原町を将来どのようなまちにしたいかは、「昔から住んでいる人も、新しく引っ越してきた人も仲良く交流できるまち」の割合が高い。

まちづくりカフェや職員ワーキングにおける将来像の検討の中で、「にぎわい」や「産業」に関するキーワードが多く出されている。



小学生カード調査結果の中で大人になったときの宇治田原町について、「大人になったとき、有名でにぎやかな町になってほしいです」「お店がいっぱい!! たのしいところがたくさん!!」といったにぎわいに関する希望が多く出されている。

新名神高速道路や宇治田原山手線等の道路ネットワークが整備される中で、これを契機とした“にぎわい”の創出は、今後10年間の本町の大きな課題です。

社会的な人口減少が進む中でも、これまでより“もつと”、これからも“ずっと”にぎわいのあるまちをめざし、多様な交流や産業振興に取り組んでいきます。

もつと ずっと ハートのあるまちに

住民の想い



住民アンケート調査結果の中で、8割弱が宇治田原町に「愛着がある」と回答。ただし、年齢が低いほど「愛着を感じない」割合が高い傾向がみられる。中学生アンケート調査結果の宇治田原町が「好き」の割合が8割以上。ただし、過去の調査結果よりも割合がわずかに減少している。

まちづくりカフェや職員ワーキングにおける将来像の検討の中で、「ハート」や「心」がキーワードとして多く出されている。



小学生カード調査結果の中で大人になったときの宇治田原町について、「みんながみんなを気づかえて、みんな笑ってらせるままでいてほしい」「宇治田原のみんながめっちゃめっちゃなかよくしていきたい」といった希望が多く出されている。

地形がハート型であるということはもちろん、そこで暮らす住民の穏やかで優しい人柄や、茶文化に根差したおもてなしの心も含め、本町は“ハートのまち”であるといえます。

地域全体で子どもを見守り・育むとともに、多様な文化や価値観を認め合い、受け入れ合う心の醸成に努めることで、住民の地域に対する愛着を高め、これまでより“もつと”、これからも“ずっと”ハートのあるまちをめざします。

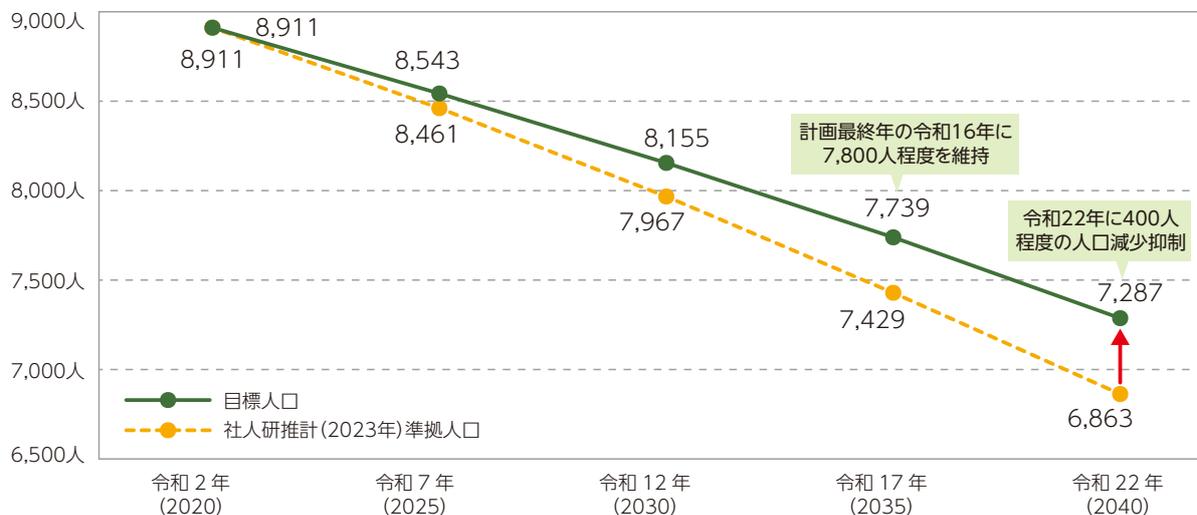
2 将来人口

本町の将来人口は、令和 5（2023）年に社人研が公表した推計によれば、令和 22（2040）年には 6,900 人程度まで減少する見込みです。

これを踏まえ、本計画に位置づけるまちづくり戦略（＝地域創生総合戦略）を進めることによる出生や社会動態（転入・転出に伴う人口の変化）の改善により、令和 22（2040）年までに 400 人程度の人口減少抑制を行い、7,300 人程度の目標人口を達成することで、将来像「もっと ずっと 宇治田原」の実現につなげることとします。

これに基づき、第 6 次総合計画の目標年次となる令和 16（2034）年の将来人口は、7,800 人程度と設定します。

将来人口



| 単位：人 | 令和 2 年 (2020) | 令和 7 年 (2025) | 令和 12 年 (2030) | 令和 17 年 (2035) | 令和 22 年 (2040) |
|-------------------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|
| 目標人口 | 8,911 | 8,543 | 8,155 | 7,739 | 7,287 |
| 社人研推計（2023 年）準拠人口 | 8,911 | 8,461 | 7,967 | 7,429 | 6,863 |
| まちづくり戦略の効果 | | 82 | 188 | 310 | 424 |

（注 1）社人研推計（2023 年）準拠人口は、令和 5（2023）年 12 月に社人研が公表した市町村人口推計の出生・死亡・移動等の仮定値に準拠した推計

（注 2）令和 2（2020）年値は国勢調査に基づく人口

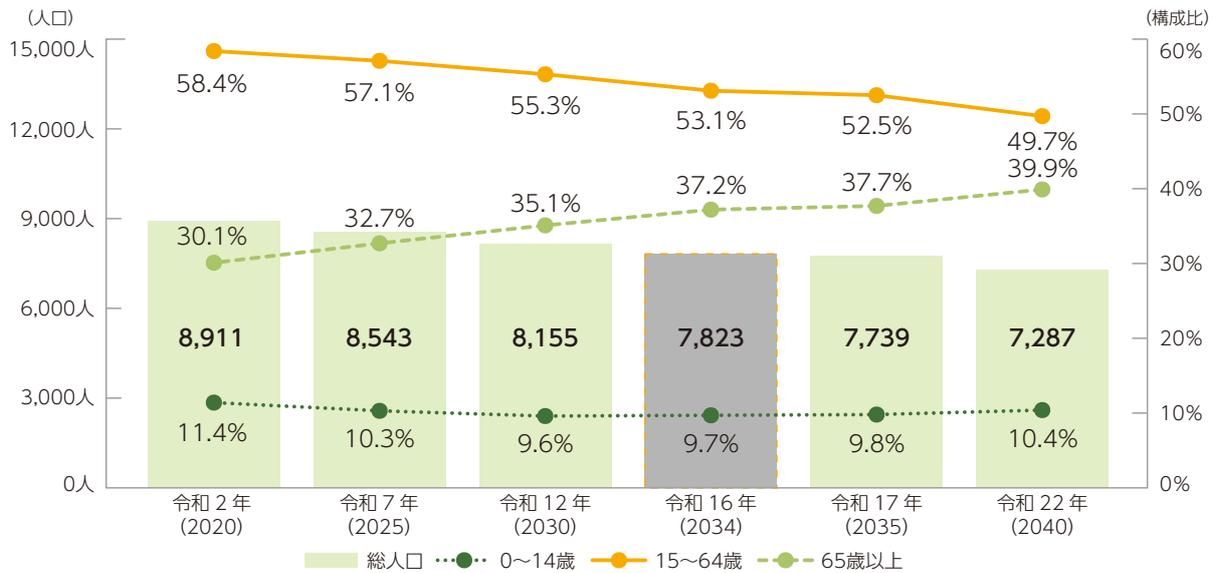
「将来人口」の見直しについて

第 5 次総合計画（後期基本計画）における将来人口は、令和 7（2025）年に 8,700 人程度、令和 22（2040）年に 8,000 人程度を維持することを目標として定めていました。

この達成に向けて、後期基本計画期間においてはまちづくり戦略（第 2 期総合戦略）に基づく人口減少対策を積極的に進めてきたところです。一方で、国勢調査をベースとした京都府推計人口によれば、本町の人口は令和 5（2023）年 10 月時点で 8,574 人となっており、第 5 次総合計画における令和 7（2025）年の目標人口の達成は困難であると考えられます。

こうした状況や、今後も日本全体で人口減少や少子高齢化が進み、移動が縮小していくという前提のもとに、最新の社人研推計や本町の人口減少策の効果を見据え、見直しを行ったものです。

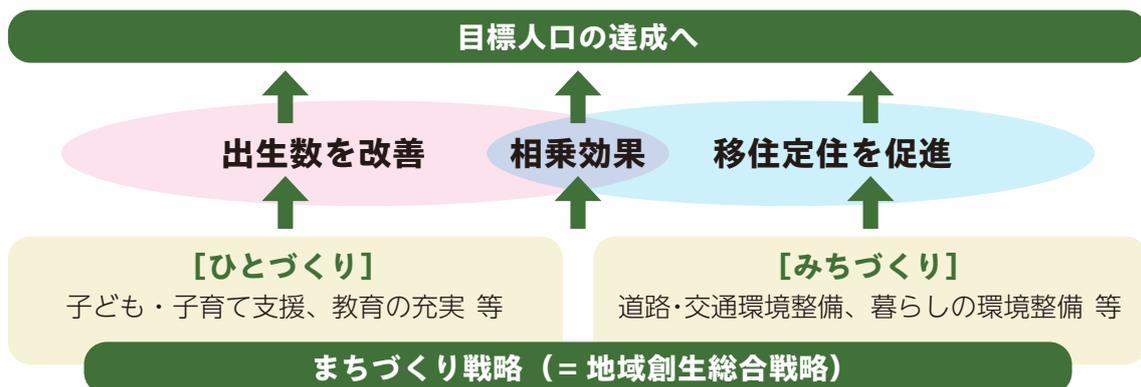
目標人口と年齢3区分別人口割合



| (単位: 人) | | | 令和 2 年 (2020) | 令和 7 年 (2025) | 令和 12 年 (2030) | 令和 16 年 (2034) | 令和 17 年 (2035) | 令和 22 年 (2040) | |
|---------|--------|-----------------------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------|
| 目標人口 | 人口 | 総人口 | 8,911 | 8,543 | 8,155 | 7,823 | 7,739 | 7,287 | |
| | | 年少人口 | 0~14 歳 | 1,017 | 877 | 783 | 761 | 761 | 756 |
| | | 生産年齢人口 | 15~64 歳 | 5,208 | 4,875 | 4,509 | 4,154 | 4,063 | 3,622 |
| | | 老年人口 | 65 歳以上 | 2,686 | 2,791 | 2,863 | 2,908 | 2,915 | 2,909 |
| | 構成比 | 年少人口 | 0~14 歳 | 11.4% | 10.3% | 9.6% | 9.7% | 9.8% | 10.4% |
| | | 生産年齢人口 | 15~64 歳 | 58.4% | 57.1% | 55.3% | 53.1% | 52.5% | 49.7% |
| | | 老年人口 | 65 歳以上 | 30.1% | 32.7% | 35.1% | 37.2% | 37.7% | 39.9% |
| | | 【参考】 社人研推計 (2023 年) 準拠人口 | 総人口 | 8,911 | 8,461 | 7,967 | 7,536 | 7,429 | 6,863 |
| 人口 | 年少人口 | 0~14 歳 | 1,017 | 863 | 716 | 635 | 620 | 555 | |
| | 生産年齢人口 | 15~64 歳 | 5,208 | 4,807 | 4,388 | 3,995 | 3,894 | 3,399 | |
| | 老年人口 | 65 歳以上 | 2,686 | 2,791 | 2,863 | 2,906 | 2,915 | 2,909 | |
| | 構成比 | 年少人口 | 0~14 歳 | 11.4% | 10.2% | 9.0% | 8.4% | 8.3% | 8.1% |
| 生産年齢人口 | | 15~64 歳 | 58.4% | 56.8% | 55.1% | 53.0% | 52.4% | 49.5% | |
| 老年人口 | | 65 歳以上 | 30.1% | 33.0% | 35.9% | 38.6% | 39.2% | 42.4% | |

目標人口達成に向けた考え方

目標人口の達成に向けては、本町が重点的に進める「ひとづくり」「みちづくり」の方向性も踏まえたまちづくり戦略により、出生数の改善と移住定住の促進を図ることとします。



3 土地利用構想

既成市街地においては、身近な緑を保全しつつ、居住環境の向上をめざします。

周辺環境と調和した新市街地の整備を推進し、戦略的な土地利用による新たなまちの活力を創出します。

農村集落については、居住環境の向上をめざします。

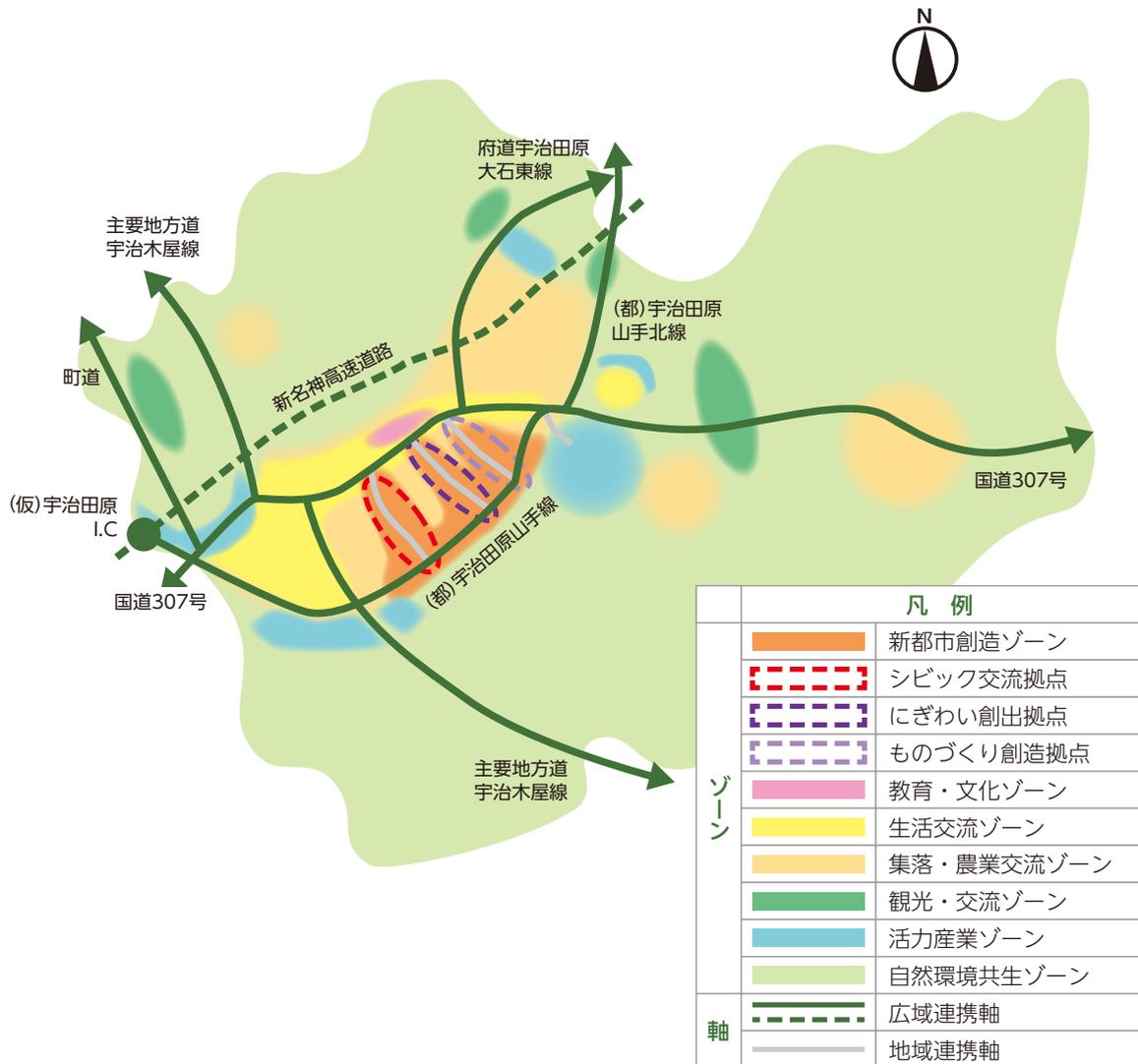
(仮称) 宇治田原インターチェンジ周辺等においては、交通利便性を活かした流通拠点等としての利用を促進し、まちの活力を創出します。

都市計画道路宇治田原山手線沿いにおいては、周辺環境と調和しつつ、沿道利用を促進します。

ほ場*整備を行った地域や集団茶園は、農業振興を図る地域として保全していきます。また、集団茶園については、本町のまちづくりに活用していきます。

山林などの自然環境と都市とが共生していくため、市街地におけるまとまりのある緑をできる限り保全するなど、緑豊かな景観のあるまちをめざします。

宇治田原町の土地利用ゾーニング図



*ほ場とは、作物を栽培する田畑のこと。

| 土地利用の形成方針 |

| 構造区分 | 形成の方針 |
|------|--|
| ゾーン | 新都市創造ゾーン <ul style="list-style-type: none"> 働く、遊ぶ、交流するなど複合機能を有した新都市として、付加価値の高いまちづくりを進めます。 |
| | シビック交流拠点 <ul style="list-style-type: none"> 公共・公益施設等をはじめとした住民サービス機能と産業・工業機能の複合する拠点整備を図ります。 |
| | にぎわい創出拠点 <ul style="list-style-type: none"> まちのにぎわいの拠点として商工業機能の集積を図ります。 |
| | ものづくり創造拠点 <ul style="list-style-type: none"> 高度なものづくり・研究機能等の集積を図ります。 |
| | 教育・文化ゾーン <ul style="list-style-type: none"> 本町独自の豊かで多様な教育・文化の発信と学びの機会の提供を図ります。 |
| | 生活交流ゾーン <ul style="list-style-type: none"> 周辺の自然環境と調和を図りつつ、便利で快適な生活環境の形成を進めます。 |
| | 集落・農業交流ゾーン <ul style="list-style-type: none"> 集落の環境を保全するとともに、農地や里山を生産の場とするだけでなく、多様な交流の場として付加価値を高め、自然と人とのふれあい豊かなまちづくりを進めます。 |
| | 観光・交流ゾーン <ul style="list-style-type: none"> 豊かな自然環境に囲まれた自然と親しむことのできるレクリエーション*活動の場や地域資源を活用した観光の拠点として、広域的な交流の推進を図ります。 |
| | 活力産業ゾーン <ul style="list-style-type: none"> 既存の工業団地を活かしつつ、新たに環境にやさしい企業の立地誘導を図ります。 |
| 軸 | 自然環境共生ゾーン <ul style="list-style-type: none"> 動植物の豊かな生命の営みと共生するため、水源涵養機能*などの森林機能の保全を図りつつ、宇治田原町らしい風景の創造を図ります。 計画的な造林や育林を進めるとともに、落葉広葉樹等を含む森林資源を活かした新規林産物の育成に取り組みます。 |
| | 広域連携軸 <ul style="list-style-type: none"> 高速交通基盤としての新名神高速道路への出入口である（仮称）宇治田原インターチェンジへのアクセス**性の強化に取り組みます。 主要幹線である国道 307 号（東西方向）と府道宇治田原大石東線、大津南郷宇治線、主要地方道宇治木屋線（南北方向）を広域連携軸として位置づけ、地域間交流や広域的な連携強化を進めていきます。 大津市と宇治田原町をつなぐ宇治田原山手線は、災害時の地域内外の連携強化を図る広域連携軸として、また、新名神高速道路へのアクセス道路として整備を推進していきます。 |
| | 地域連携軸 <ul style="list-style-type: none"> 地域内の中心部は、国道 307 号と宇治田原山手線をつなぐ道路を地域連携軸として位置づけ、安全で移動しやすい地域内交通の充実に努めます。 |

*レクリエーションとは、仕事・勉強などの肉体的・精神的疲労を癒し、元気を回復するために休養を取ったり娯楽を行ったりすること。

**水源涵養機能とは、森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。

**アクセスとは接続、交通手段、参入のこと。

1 まちづくりの目標と行政の基本姿勢

本町の将来像「もっと ずっと 宇治田原」を実現していくため、4つのまちづくりの目標（基本計画における政策の柱）と、これに関連するまちづくりの分野ごとに施策目標を設定します。

また、こうした目標の実現に向けて、すべてのまちづくり分野において共通する行政の基本的な姿勢を定めます。

1. やすらぎのまちづくり【安全、防災、保健、医療、福祉】

地域の特性を踏まえ、災害等の暮らしの不安要因を減らすとともに、保健・医療・福祉の充実を図り、安心して暮らせる「やすらぎのまちづくり」を推進します。

| 施策目標 | |
|------------------------|----------------------|
| 1. 安全な暮らしの環境づくり | 2. 地域での防災力の強化 |
| 3. 元気・健康づくり | 4. 医療ネットワークと保険制度の推進 |
| 5. 支え合い助け合う地域福祉の充実 | 6. いきいき生活できる高齢者福祉の充実 |
| 7. 地域との共生をめざす障がい者福祉の充実 | |

2. つながりのまちづくり【都市基盤、環境保全、循環型社会、交通環境】

広域交通・道路と整合のとれた町内の交通環境整備をはじめとした都市基盤の整備とともに、持続可能性の創出に向けた自然環境の保全等、より良い未来に向けた「つながりのまちづくり」を推進します。

| 施策目標 | |
|------------------------------|---------------------------|
| 1. 戦略的な土地利用の推進 | 2. 環の暮らし [*] の推進 |
| 3. 豊かな自然との共生 | 4. 交通・住まい環境の充実 |
| 5. 安全な水の安定供給と環境にやさしい下水道整備の推進 | |

3. にぎわいのまちづくり【移住定住、観光、商工業、農林業、雇用】

お茶をはじめとした地域の歴史・文化、地域資源を活用しながら、移住定住や交流促進、産業振興、雇用の場の創出に取り組み、多様な主体が関わる「にぎわいのまちづくり」を推進します。

| 施策目標 | |
|---|------------|
| 1. 観光の魅力向上と移住定住人口 [*] の増加によるまちの活性化 | |
| 2. 商工業の振興 | 3. 農林業の活性化 |
| 4. 就業環境の充実 | |

^{*}環の暮らし（わの暮らし）とは、環境への配慮や資源の循環を意識した生活を意味する、本町独自の用語。

^{*}定住人口とは、当該地域に居住する人口。

4. ハートのまちづくり【子育て、教育、生涯学習、スポーツ、文化、人権、男女共同参画、多文化共生^{*}】

本町の宝である子どもたちがいきいきと成長できる環境や教育の充実とともに、住民の郷土愛の醸成や多様性を認め合える共生の心を育む取組を行うなど、「ハートのまちづくり」を推進します。

| 施策目標 | |
|--|-------------------|
| 1. 子育て環境の充実 | 2. 子どもたちの教育の充実 |
| 3. ライフスタイル [*] に応じた生涯学習・スポーツの推進 | 4. 郷土愛の醸成と地域文化の継承 |
| 5. 人権・男女共同参画と平和を尊重する環境づくり | 6. 多文化共生の推進 |

5. 行政の基本姿勢【住民・行政のパートナーシップ、行財政運営】

住民と行政のパートナーシップをこれまで以上に強化し、住民による自治や主体的なまちづくりを支えるとともに、透明性のある健全な行財政運営を行い、将来像の実現に向けた効率的・効果的なまちづくりを推進します。

| 施策目標 | |
|-------------------|-------------------------|
| 1. 住民が主役のまちづくりの推進 | 2. 効果的な行財政運営（デジタル化推進含む） |

2 目標人口の達成に向けたまちづくり戦略

施策目標を達成するための各種施策の中から、人口減少対策関連施策を再構成した「まちづくり戦略（地域創生総合戦略）」の推進により、将来像「もっと ずっと 宇治田原」実現の要となる目標人口の達成をめざします。

人口
ビジ
ョン
↑
まち
づく
り
戦
略

【目標人口】

- 計画最終年の令和 16（2034）年に7,800人程度（約200人増加）の目標人口を実現
※令和 22（2040）年に7,300人程度（約400人増加）の目標人口を実現

【目標人口実現のための方向性】

- 「ひとづくり」「みちづくり」の方向性も踏まえたまちづくり戦略により、出生数の改善と移住定住の促進を図る

戦略① うじたわらっ子育て応援戦略

- 子育て世代の希望の実現、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり

戦略② まちの活カアップ戦略

- 新しい人の流れの創出、地域の魅力発信、働く場づくり

戦略③ ずっと住み続けたいまちづくり戦略

- シビックプライド醸成、住民の幸福度の向上、安心・安全、健康のまちづくり

※多文化共生とは、国籍や民族の異なる人々が、互いの違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら生きること。

※ライフスタイルとは、人間が生きていくための生活や行動様式のこと。衣食住から交際、娯楽等を含む暮らしぶり、元になる生活に対する考え方や習慣も含めて捉える。

3 SDGs の推進

持続可能なまちづくりを進める本町においては、まちづくりの目標に基づく施策目標を達成するための施策の推進に当たっては、国際社会全体の開発目標であるSDGsを踏まえ、その達成につなげるよう努めることとします。



SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、国連加盟193か国が2016年～2030年の15年間で達成をめざす国際社会全体の17の開発目標のこと

もっと
ずっと



基本計画

[参考] 基本計画の掲載内容の概要

1-1 安全なくらしの環境づくり



当該の施策目標の名称です。

当該の施策目標に関連する SDGs のアイコンを掲載しています。

当該の施策目標において「めざすまちの姿」をイメージ写真等で視覚化しています。

1. めざすまちの姿

- 「自助・共助・公助・近助[※]」の考え方を防災面だけでなく、防犯・交通対策活動にも取り入れる中で、住民それぞれが自ら考え行動するとともに、地域ぐるみで安全なまちをめざします。
- 森林の適正な管理や治山対策に取り組み、土砂災害等の縮小をめざします。

当該の施策目標がめざす方向性を、「めざすまちの姿」として文章化しています。

2. 住民・地域・事業者にできること

| | |
|-----|---|
| 住民 | <ul style="list-style-type: none"> 自ら防犯の意識を持って、特殊詐欺被害や窃盗に対する防犯意識の高揚とともに予防活動に努めましょう。 自らも運転者であり、加害者になる可能性があることを意識し、交通安全に努めましょう。 日頃からハザードマップ[※]を確認し、危険箇所を認識した避難行動を想定しましょう。 |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> 地域ぐるみで、普段からの見守り活動に努めましょう。 洪水・土砂災害、ため池のハザードマップの周知や、河川・林地等の危険箇所の把握に努めましょう。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 従業員に交通安全の意識づけ等を行いましょう。 洪水・土砂災害、ため池のハザードマップを日頃から確認しましょう。 間伐材の適正管理等、山林環境の保全に努めましょう。 |

「めざすまちの姿」の実現に向けて、「住民」「地域」「事業者」といった各主体が、それぞれ担うことのできる役割を例示しています。

* 「住民・地域・事業者にできること」の『住民』『地域』について

住民：個人や家庭でまちづくりに関わる方々のことを指します。

地域：隣近所や区・自治会等の集落単位でまちづくりに関わる主体のことを指します。

3. 施策の展開

- 防犯活動・体制の整備** まちづくり戦略
 - 家庭、地域、事業者、警察との連携強化
 - 防犯意識の高揚と地域での見守り活動の推進
- 交通安全対策の推進** まちづくり戦略
 - グリーンベルト[※]、カーブミラー、安全灯等の整備
 - 自動車急発進防止装置取付への支援等の検討
 - 交通安全に関する啓発（交通安全教室、職員による交通安全呼びかけ運動等）の継続実施
- 消費者保護の推進**
 - 消費者が正しい知識や情報を得て、高い意識で消費活動を行うための周知・啓発活動の推進
 - 消費生活に関する専門の相談窓口の設置
- 治水対策の推進**
 - 関係機関の協力による町・府それぞれの管理道路・河川について、側溝整備や護岸改修等の計画的な整備
- 治山対策の推進** まちづくり戦略
 - 森林環境譲与税[※]を活用した森林経営に適さない森林の整備等
 - 森林の適正な管理や治山事業の推進
 - 森林が本来有している保水機能の維持、向上

「めざすまちの姿」の実現に向けて、「行政」が現時点で想定している本計画期間における施策の展開内容を掲載しています。

人口減少対策に主に関連する施策に「まちづくり戦略」と記載しています。

当該の施策目標に関連する、策定済みもしくは策定予定の個別計画の名称を掲載しています。

【主な関連個別計画】

1-1 安全なくらしの環境づくり



1. めざすまちの姿

- 「自助・共助・公助・近助^{*}」の考え方を防災面だけでなく、防犯・交通対策活動にも取り入れる中で、住民それぞれが自ら考え行動するとともに、地域ぐるみで安全なまちをめざします。
- 森林の適正な管理や治山対策に取り組み、土砂災害等の縮小をめざします。

2. 住民・地域・事業者にできること

| | |
|-----|---|
| 住 民 | <ul style="list-style-type: none"> 自ら防犯の意識を持って、特殊詐欺被害や窃盗に対する防犯意識の高揚とともに予防活動に努めましょう。 自らも運転者であり、加害者になる可能性があることを意識し、交通安全に努めましょう。 日頃からハザードマップ[*]を確認し、危険箇所を認識した避難行動を想定しましょう。 |
| 地 域 | <ul style="list-style-type: none"> 地域ぐるみで、普段からの見守り活動に努めましょう。 洪水・土砂災害、ため池のハザードマップの周知や、河川・林地等の危険箇所の把握に努めましょう。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 従業員に交通安全の意識づけ等を行いましょう。 洪水・土砂災害、ため池のハザードマップを日頃から確認しましょう。 間伐材の適正管理等、山林環境の保全に努めましょう。 |

^{*}自助・共助・公助・近助とは、地域の課題に対する各主体の取組のことで、自助が個人・家族等の住民自らの取組、共助が地域による取組、公助が行政による取組、近助が災害時をはじめとする身近な近隣住民による取組を表している。

^{*}ハザードマップとは、地震・風水害などの災害が発生した場合にどのような被害をもたらすか、その種類・場所・危険度などを示した地図のこと。

3. 施策の展開

① 防犯活動・体制の整備

まちづくり戦略

- 家庭、地域、事業者、警察との連携強化
- 防犯意識の高揚と地域での見守り活動の推進

② 交通安全対策の推進

まちづくり戦略

- グリーンベルト^{*}、カーブミラー、安全灯等の整備
- 自動車急発進防止装置取付への支援等の検討
- 交通安全に関する啓発（交通安全教室、職員による交通安全呼びかけ運動等）の継続実施

③ 消費者保護の推進

- 消費者が正しい知識や情報を得て、高い意識で消費活動を行うための周知・啓発活動の推進
- 消費生活に関する専門の相談窓口の設置

④ 治水対策の推進

- 関係機関の協力による町・府それぞれの管理道路・河川について、側溝整備や護岸改修等の計画的な整備

⑤ 治山対策の推進

まちづくり戦略

- 森林環境譲与税^{*}を活用した森林経営に適さない森林の整備等
- 森林の適正な管理や治山事業の推進
- 森林が本来有している保水機能の維持、向上

※グリーンベルトとは、歩道と車道が区分されていない道路において、ドライバーが車道と路側帯を視覚的に、より明瞭に区分できることを目的として設置するもの。

※森林環境譲与税とは、平成31年に公布された「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、森林整備を目的に「森林環境税」とともに創設されたもので、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされている。

1-2 地域での防災力の強化



1. めざすまちの姿

- 災害予防対策によって日頃から防災意識を高めるとともに、迅速・的確な情報伝達等により、早期避難を促し、被害を最小に抑えるまちをめざします。

2. 住民・地域・事業者にできること

| | |
|-----|---|
| 住民 | <ul style="list-style-type: none">● 常に災害に対する危機意識を持って、家族の中でも災害時の連絡方法の確認を行うなど普段から自分自身で身を守る備えに努めましょう。● 自主防災組織の防災訓練に積極的に参加し、日常の防災、避難行動への意識を高めましょう。 |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none">● 自主防災組織の運営を通じて、「自らの地域は自らで守る」を合言葉に、地域のつながり、隣近所と密接な関係の構築に努めましょう。● 地域の防災活動に、外国人居住者等も参加しやすい環境をつくりましょう。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none">● 事業者は、災害時応援協定[*]など物資の供給、避難所の提供など地域の一員として積極的な協力を努めましょう。 |

^{*}災害時応援協定とは、大規模災害に備え、行政と行政、行政と民間、民間と民間などが結ぶ人的・物的支援の協定のこと。

3. 施策の展開

① 災害時に対応する体制強化

まちづくり戦略

- 長距離スピーカー・電子メール・防災アプリケーション^{*}等による迅速な情報伝達
- 必要となる物資・資機材の整備・備蓄
- 他自治体・事業者との緊密な連携による広域的な災害時の体制の維持・強化

② 消防・危機管理体制の充実

- 大規模な総合防災訓練の実施
- 常備消防、消防団、自主防災組織の連携体制の強化

③ 地域防災力の強化

まちづくり戦略

- 消防団の装備・体制強化や自主防災組織、児童防火組織等への支援の実施
- 地域との協力による避難行動要支援者^{*}の安否確認や一時的避難の環境向上

[主な関連個別計画]

- ◆ 地域防災計画 / 国土強靱化地域計画
- ◆ 国民保護計画



^{*}アプリケーションとは、OS（パソコンにおいてはWindowsやMac等、スマートフォンではAndroidやiOS等）上にインストールして利用するソフトウェア全般のこと。

^{*}避難行動要支援者とは、災害発生時等に自ら避難することが困難で、迅速な避難のため特に支援を要する高齢者、要介護認定者、重度の障がい者、難病患者等のこと。

1-3 元気・健康づくり



1. めざすまちの姿

- 住民が自らの健康状態を把握するとともに、ライフステージ^{*}に応じた健康づくりを実践し、健康でいきいきと生活できる、健康寿命^{*}が延伸するまちをめざします。

2. 住民・地域・事業者にできること

| | |
|-----|---|
| 住 民 | <ul style="list-style-type: none">● 日常的な運動習慣を取り入れ、食生活習慣を改善するなど、自らの健康は自らの手でつくるという意識を持ち実践しましょう。● 疾病の早期発見と早期治療の重要性を理解し、積極的な受診に努めましょう。 |
| 地 域 | <ul style="list-style-type: none">● 健康づくりに向けた活動を推進しましょう。● 町の健康教育なども活用し、地域住民への健康づくり・疾病予防意識を高めましょう。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none">● 従業員の健診や健康意識の向上に努めましょう。● 町や府の保健事業と連携した従業員への健康意識啓発事業に協力しましょう。 |

^{*}ライフステージとは、結婚、子育て、勤労、高齢期など、個人の生活の変化における質的な区切りから見た人生の段階のこと。

^{*}健康寿命とは、心身ともに自立し、健康的に生活できる期間のことです。平成12年(2000年)にWHO(世界保健機関)が提唱した。

3. 施策の展開

① 健康増進計画の推進と保健事業・介護予防等の連携

まちづくり戦略

- 住民自らが自身の健康を保持・向上するための事業の展開
- 保健事業と介護予防事業等の連携（KDB[※]データ等の活用、ハイリスク・ポピュレーション[※]双方のアプローチの組み合わせ等）

② 住民の健康意識啓発と実践への支援

まちづくり戦略

- ライフステージに応じた健康意識向上のための周知・啓発
- 各種保健事業のターゲット世代等の明確化による自主的な健康づくりの支援
- 食生活改善推進員の活動との連携による、食に関する事業展開

③ 各種健（検）診の受診促進と健康づくり指導の実施

まちづくり戦略

- 健康づくりの基礎となる様々な健（検）診機会の提供と多くの媒体を通じた周知
- 受診結果に基づく適切な保健指導の実施

④ 感染症予防対策の実施

- 様々な感染症への予防対策の重要性の周知・啓発

[主な関連個別計画]

- ◆ 健康増進計画（食育推進計画を含む）



※ KDB とは、国保連合会が管理する特定健診や医療、介護などの情報を活用して、統計情報や個人の健康に関する情報を作成・提供するシステムのこと。

※ ハイリスク・ポピュレーションとは、健康リスクを抱えた人を対象に健康的な生活を送るように促すハイリスクアプローチと、リスクの有無に関わらず集団全体に対して健康増進や疾病予防を図るポピュレーションアプローチのこと。

1-4 医療ネットワークと保険制度の推進



1. めざすまちの姿

- 健全な保険制度運営のもと、住民が必要とする医療扶助^{*}を受けられることができるとともに、かかりつけ医と大規模医療機関の連携や役割分担が進んだまちをめざします。

2. 住民・地域・事業者にできること

| | |
|-----|--|
| 住 民 | ● 自らの健康は自らで守るという健康意識のもと、医療機関の適正な受診に努めましょう。 |
| 地 域 | ● 住民同士、地域間でのつながりにより、個人単位でできない健康意識向上・適正受診に対する取組の継続に寄与しましょう。 |
| 事業者 | ● 医療機関との連携を進め、雇用主体は被用者 [*] に対する健康づくりの支援に努めましょう。 |

^{*}医療扶助とは、病気やけがの治療のため、医療機関等にかかるための費用を扶助すること。

^{*}被用者とは、他人に雇われている人のこと。

3. 施策の展開

① 医療ネットワークと広域的な医療の対応

まちづくり戦略

- 町内・町外の医療機関、医師会等との連携協力体制の強化
- 近隣市町との協力による休日診療所の運営

② 保険制度の着実な運営

- 国民健康保険事業の財政運営主体である京都府、後期高齢者医療の保険者である府後期高齢者医療広域連合との連携に基づく保険運営
- 京都府地方税機構及び府後期高齢者医療広域連合との協調による保険税・料の適正賦課[※]、収納率の向上

③ 被保険者への健診・保健指導と医療費の適正化

まちづくり戦略

- 「データヘルス計画・特定健康診査等実施計画」等に基づく保健事業、特定健康診査[※]・特定保健指導[※]の受診・実施率向上
- 各種健康づくりや介護予防事業の機会を捉えた、後期高齢者に対する受診率向上
- 被保険者への健診・指導等による医療費の適正化

[主な関連個別計画]

- ◆ 国民健康保険事業健全化計画
- ◆ データヘルス計画・特定健康診査等実施計画

※賦課とは、国や自治体が税金などを特定の人（個人・法人）に割り当てて負担させること。

※特定健康診査とは、生活習慣病の予防のために、メタボリックシンドロームに着目し対象者（40歳～74歳）に実施する健康診査のこと。

※特定保健指導とは、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる人に対して、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が実施する、生活習慣を見直すサポートのこと。

1-5 支え合い助け合う地域福祉の充実



1. めざすまちの姿

- 地域において住民同士のつながりが深まることにより、誰もが地域福祉活動に参加しやすく、安心して暮らすことのできる地域社会の形成をめざします。
- 地域福祉に携わる「行政」、「社会福祉協議会」、「医療・福祉の専門職」といった主体が「住民」、「地域」とともに「地域福祉の推進」の必要性について認識を共有するとともにネットワークを強化し、協働で取り組むことのできるまちをめざします。

2. 住民・地域・事業者にできること

| | |
|-----|---|
| 住民 | <ul style="list-style-type: none"> ● 住民自らが地域福祉活動の意義と重要性を理解し、ボランティアをはじめとする地域福祉活動への参加に努めましょう。 |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> ● 住民自身の「自助」に加え、住民が共同で行う地域活動の企画実行や隣近所同士が助け合う「共助」を促すなど、地域のつながりの強化に努めましょう。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 事業者は、参加可能な地域活動に積極的に参加し、地域及び事業者同士の連携に努めましょう。 |

3. 施策の展開

① ふれあい、支えあいの絆づくり

- 「公助」、「自助」、「共助」の役割分担と相互連携
- 隣近所同士が助け合う「共助」を中心に、福祉活動を行う主体間の交流事業などを支援
- 潜在的なニーズの把握や、複雑化・複合化した課題に対応するための支援機関のネットワークの構築
- 誰もが社会とのつながりを持つことができるようにするための支援の充実

② 情報提供と相談体制のしくみづくり

- 総合的な情報提供
- 属性や世代を問わずに受け止める、きめ細かな相談体制の構築
- 福祉ニーズとサービス、人的資源のマッチング機能の充実

③ 地域福祉を支える人づくり

- 社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動との連携強化
- 身近な地域での福祉活動の支援や活動のプラットフォームづくり
- 新たな担い手の育成

④ 安心・安全に暮らせる福祉サービス・環境づくり

- 人間関係の希薄化等により地域社会からの孤立が懸念される住民をはじめ、支援が必要な人の把握
- 権利擁護の取組に向けた相談支援機能を強化
- 支援が必要な方が福祉サービス・制度等を利用しやすいしくみの整備
- これまで支援が届いていなかった人に、必要な支援を届けるための体制の構築

[主な関連個別計画]

- ◆ 地域福祉計画（自殺対策計画、成年後見制度利用促進基本計画、地域福祉活動計画を含む）

1-6 いきいき生活できる高齢者福祉の充実



1. めざすまちの姿

- 介護保険制度が効果的・円滑に運用され、高齢者の権利が擁護されるまちをめざします。
- 高齢者がまちの元気印として、住み慣れた地域社会の中で生きがいを持って、健康でいきいきと生活できるまちをめざします。

2. 住民・地域・事業者にできること

| | |
|-----|---|
| 住 民 | <ul style="list-style-type: none">● 高齢者一人ひとりの積極的な地域活動への参加意識の向上に努めましょう。● 隣近所で高齢者の見守り、声かけなどに努めましょう。 |
| 地 域 | <ul style="list-style-type: none">● 若い世代との交流を含め、地域活動に高齢者が積極的に参加できる環境づくりを促進し、心配ごとや悩みごとへの対応に努めましょう。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none">● シルバー人材センターへの積極的で多様な発注や活用に努めましょう。● 高齢者の見守りとともに、就業機会を確保し、生きがいづくりを支援しましょう。● 介護保険サービスの適切な運営及び相談・提供体制の確保に努めましょう。 |

3. 施策の展開

① 生涯を通じた健康・生きがいづくりの推進

- 老人福祉センター「やすらぎ荘」、老人クラブを中心とした高齢者の活動の場の確保
- 地域でのボランティア活動の支援
- シルバー人材センターの運営の安定化に向けた支援
- 包括的支援事業*の充実（高齢者が地域の中で生きがい・役割を持って生活できるような居場所づくりの充実等）

② 適切な介護サービスの提供と質の向上

- 高齢者介護・福祉計画に位置づけた介護保険サービスの円滑な実施とサービス内容の充実

③ 地域における包括的な支援体制の推進

まちづくり戦略

- 住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム*の深化（地域包括支援センターの体制強化、関係機関・団体等とのネットワーク強化、高齢者やその家族に対する相談支援と見守り体制の充実等）
- 認知症の発症時期や進行を遅らせる介護予防の取組や、地域で見守る環境づくり
- 認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることのできる仕組みづくり

[主な関連個別計画]

- ◆ 高齢者介護・福祉計画



*包括的支援事業とは、地域のケアマネジメントを総合的に行うために、介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護事業、ケアマネジメント支援などを包括的に行う事業のこと。

*地域包括ケアシステムとは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

1-7 地域との共生をめざす障がい者福祉の充実



1. めざすまちの姿

- 障がいのある人もない人も互いを身近に感じながら、誰もがその人らしく、ともに地域で支え合い生活し、活躍できる「共生のまち」をめざします。

2. 住民・地域・事業者にできること

| | |
|-----|---|
| 住民 | ● 障がいのある人に対する理解を深めましょう。 |
| 地域 | ● 障がいのある人を支え、見守り、つながりを大切にする活動に努め、地域との共生を進めましょう。 |
| 事業者 | ● 障がいのある人の雇用や労働環境への配慮に努めましょう。 |

3. 施策の展開

① その人らしく暮らせる支援・サービスの充実

- 行政及び関係機関との情報共有や連携によるサービス提供体制の充実（自立支援協議会[※]の定期開催等）
- 障がい福祉サービスの確保や内容の充実など地域における生活環境整備（サービスの受け手となる人に寄り添った相談実施等）

② ともに生き、ともに支え合う地域づくりの推進

- 障がい者に対する理解を深める啓発活動の推進
- 障がいを理由とする不利益な取り扱いをなくし、障がい者が社会活動に参加しやすい合理的な配慮の促進
- コミュニケーション支援等による障がいの有無に左右されない情報取得機会の増加
- 地域社会と手を取り合い交流を深める活動の支援

③ 子どもの健やかな成長・発達に向けた療育・教育の充実

- 町内の障がい児福祉サービス提供事業所、相談支援事業所との連携による障がい児支援の実施
- 障がいや疾病、発達に課題のある子どもの早期発見・療育につなげるための、ソーシャルスキル[※]トレーニングや就学前、就学後の途切れない支援の推進
- 障がい児が自立と社会参加を果たすための可能性を引き出す学習指導の推進

④ 安心して相談できる支援体制づくり

- 行政担当課をはじめ、関係機関の情報共有の円滑化
- 相談・サービス提供などにおける、個人情報の取り扱いにも配慮した連携体制の構築・強化

[主な関連個別計画]

- ◆ 障がい者基本計画 / 障がい福祉計画 / 障がい児福祉計画

※自立支援協議会とは、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進める役割を担う組織。

※ソーシャルスキルとは、対人関係や集団行動を上手に営んでいくための技能（スキル）のこと。

2-1 戦略的な土地利用の推進



1. めざすまちの姿

- 自然を活かしたまちづくりに向けて周辺環境との調和に配慮しつつ、地域の活性化に連動する商業や産業施設など、幹線道路沿いへの新たな都市機能の誘導が進み、多くの人が活動する、まちの活性化をめざします。

2. 住民・地域・事業者ができること

| | |
|-----|---|
| 住民 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自分が住んでいる地域に関心を持ち、積極的にまちづくり活動に参画しましょう。 |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> ● まちづくりを円滑に進めるため、提言や助言を行うとともに、主体的な活動を行いましょう。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域が実施するまちづくりに協力しましょう。 ● 開発事業者は、法令等を遵守し、良好な土地利用を行いましょう。 |

3. 施策の展開

① 豊かな自然環境と土地利用の調和

- 人口動向、産業動向及び本町の恵まれた自然環境に配慮した、開発すべきところと保全すべきところの明確化
- 緑豊かな自然との調和をめざした、適切な規制・誘導によるバランスのとれた土地利用

② 幹線道路を軸とした土地利用

まちづくり戦略

- 地域の活性化に連動する商業や産業施設など、新たな都市機能の誘導（新名神高速道路（仮称）宇治田原インターチェンジ周辺及び宇治田原山手線沿道）

[主な関連個別計画]

- ◆ 都市計画マスタープラン



2-2 環のくらしの推進



1. めざすまちの姿

- 循環型社会や脱炭素^{*}社会の実現に向けて住民や事業者等が主体的に取り組む、環境にやさしいまちをめざします。

2. 住民・地域・事業者にできること

| | |
|-----|---|
| 住 民 | <ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活の無駄を減らし、ごみ排出量やエネルギー使用量を削減しましょう。 ● 身近な環境問題に関心を持ち、清掃や環境保全活動に参加しましょう。 |
| 地 域 | <ul style="list-style-type: none"> ● 区・自治会が地球温暖化防止活動推進員や地域のエコ推進員、まちをきれいにする推進員の活動に協力し環境保全等に取り組みましょう。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギーや省エネ設備を導入し、ごみの排出量が削減される製品の開発や製造に努めましょう。 ● 騒音や悪臭等公害の発生を防止しましょう。 ● 地域との信頼関係の構築に努め、環境保全活動に取り組みましょう。 |

^{*}脱炭素とは、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を「実質ゼロ」にすること。

3. 施策の展開

① 環境基本計画に基づく持続可能な社会づくり

- 「環境基本計画」の推進と協働で行う「エコパートナーシップうじたわら」の活動支援
- 住民・事業者・行政の協働による持続可能な社会づくりの推進

② 生活環境の保全と環境衛生の推進

- 住民が主体となったまちの美化活動の支援・推進
- 衛生的環境の向上（公共下水道や浄化槽の整備促進、し尿の適正処理体制の整備、火葬場等の利用に対する支援）

③ 循環型社会の確立

- 広域的なごみの収集・処理体制の充実
- 食品ロスを含めたごみの減量化・再資源化への取組を支援

④ 地球温暖化対策の推進

- 「地球温暖化対策計画」の運用による、温室効果ガス排出量を削減する「緩和策」と、現に進行する気候変動に対応する「適応策」の実施
- 事業者及び住民に対する、環境負荷低減への取組を促す啓発

[主な関連個別計画]

◆ 環境基本計画



2-3 豊かな自然との共生



1. めざすまちの姿

- 生物多様性を含め、豊かな自然環境が保全され、開発との調和がとれた自然との共生とともに、自然とのふれあいや学びの機会のあるまちをめざします。

2. 住民・地域・事業者ができること

| | |
|-----|--|
| 住民 | <ul style="list-style-type: none">● 自然環境や生物多様性に関する情報に関心を持ち、身近な自然を大切にしましょう。● 飼育している生物の自然環境への影響を考慮し、最後まで大切に飼育しましょう。 |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none">● 地域の自然や文化を大切にし、次代に引き継ぎましょう。● 自然環境の保全に自ら取り組むとともに、行政が実施する事業に協力しましょう。● 公園の維持管理や整備に協力しましょう。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none">● 生物多様性の保全に留意し、適切な森林の管理を行い、自然環境を学ぶ場として提供しましょう。● 特定外来生物の侵入予防に留意しましょう。 |

3. 施策の展開

① 自然環境の保全と共生

- 自然環境・希少種の正確な調査と把握
- 環境教育や人材育成
- 開発行為と調和した町内の自然環境・景観の保全

② 森林環境の保全と活用

まちづくり戦略

- 森林組合、各地区の生産森林組合、山林所有者との意識共有
- 適正な森林施業の推進（林道整備、伐採木の活用システムの構築等）
- 森林環境譲与税を活用した森林経営管理事業等による森林保全
- 自然環境を学ぶ機会や活動の場の提供（末山及びびくつわ池自然公園や町有林等）

③ 身近な自然環境とのふれあいの促進

まちづくり戦略

- 野生生物の生息・分布状況調査等を基にした啓発・学習の推進
- 住民自らが自然環境を守り育てる取組の支援
- 自然環境を活かしたアクティビティ[※]等の推進（グランピング[※]等）とPR強化

④ 自然環境や住民ニーズに対応した公園・緑地等の提供

- 住民の日常生活に対応し、多目的に利用できる公園・緑地の維持管理
- 震災等の災害が発生した場合において緊急避難場所としても活用できる、防災機能を有した公園機能の維持

[主な関連個別計画]

◆ 環境基本計画



※アクティビティとは、活動や活発、活気を表す言葉で、自然をフィールドに開催されるアウトドア体験レジャーの総称としても用いられる。

※グランピングとは、魅力的なキャンプの雰囲気味わえる施設や体験のこと。

2-4 交通・住まい環境の充実



1. めざすまちの姿

- 将来を見据え、町内・町外に移動しやすい道路と公共交通ネットワークを整備するとともに、これを活かしたまちづくりを行い、物流や交流人口*の増加、町内産業の活性化をめざします。
- 住民のニーズや移住希望に対応した住宅の供給等により、充実した住まい環境をめざします。

2. 住民・地域・事業者にできること

| | |
|-----|---|
| 住民 | <ul style="list-style-type: none">● 住民自らが既存の公共交通機関を進んで利用することにより、需要を作り出すよう努めましょう。● 広域的な道路ネットワーク整備に対して住民が独自に積極的な働きかけを進めましょう。 |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none">● 公共交通をできる限り利用するよう努めましょう。● 地域内の道路環境について現状を把握しましょう。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none">● 従業員の公共交通利用による通勤を推進しましょう。● 路線バス事業者は、利用者の利便性向上に努めましょう。● 広域的な道路ネットワーク整備に向けて、官民一体となった働きかけを進めましょう。● 住民のニーズに対応した住環境を提供しましょう。 |

*交流人口とは、地域外からの旅行者や短期滞在者のこと。

3. 施策の展開

① 公共交通ネットワークの構築

まちづくり戦略

- 新たな幹線道路を含めた都市基盤への交通利便性の確保
- 地域公共交通活性化協議会を中心に協議を進めることによる、持続可能な公共交通ネットワークの構築

② 鉄道による広域的交通の推進

- 関係市町と連携した鉄道交通網の研究と利用の促進（通勤・通学、来訪者の増加の観点）

③ 広域的な道路交通網・連携軸の確立

まちづくり戦略

- 宇治田原山手線の整備推進
- 国道 307 号と各府道との連携強化

④ 地域の個性を活かした道路環境の整備

- 安全面に配慮した町道の計画的な整備

⑤ 住環境の充実

まちづくり戦略

- 開発行為に対する適切な指導の実施
- 地域の空家への移住希望者や企業従業員等のニーズへのマッチング促進
- 管理不全空家等について所有者による適正な管理を促す等の対応の推進
- 空家バンクの登録数増加に向けた周知・啓発
- 新しい住宅地の確保に向けた検討

[主な関連個別計画]

- ◆ 建築物耐震改修促進計画 / 橋梁長寿命化修繕計画
- ◆ 空家等対策計画
- ◆ 地域公共交通計画

2-5 安全な水の安定供給と環境にやさしい下水道整備の推進



1. めざすまちの姿

- 効率的で健全な上下水道事業の経営・運営とともに、災害等に強い上下水道施設の構築をめざします。
- 住民、企業及び水道事業者がそれぞれの立場で、水道水源を守り、安心して安全な水道水の供給をめざします。

2. 住民・地域・事業者にできること

| | |
|-----|--|
| 住民 | <ul style="list-style-type: none"> ● 水は限りある大切な資源と認識し、町が行う水道安定供給施策に協力し、水源保全への協力と適正な水道使用、節水に努めましょう。 ● 下水道の役割、重要性を認識し、環境学習等に積極的に参加しましょう。また、整備済み区域の住民は下水道を使用し、下水道が持つ能力を発揮させましょう。 |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域での自然環境を守る活動等により、地下水保全に努めましょう。 ● 行政と連携し、下水処理場施設を活用した環境学習等により、地域における下水道の役割や環境保全の重要性の理解を深めましょう。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 事業活動を行うに当たり、地下水保全の措置を講じるとともに、町が行う水道安定供給施策に協力し、適正な水道使用に努めましょう。 ● 排出水の環境等への負荷が大きい事業活動を行う事業者は、適正な処理を行い排水しましょう。 ● 上下水道事業関連事業者は、蓄積されたノウハウにより効率的な施設管理に貢献しましょう。 |

3. 施策の展開

① 水源管理

- 水量と水質の安定した水源の確保
- 水源における水質事故等への対策
- 水源の保全に向けた啓発

② 安全な水の安定供給

- 安心安全な水道水の安定供給
- 水源から給水栓までのリスク把握や水質管理の向上
- 石綿管等の老朽配水管の計画的な更新

③ 公共水域の水質保全

- 経済的であり早期に整備できる弾力的かつ効率的な汚水処理手法の検討

④ 危機管理への対応

まちづくり戦略

- アセットマネジメント*等に基づく水道施設の計画的な更新
- 耐震化による非常時の安定的な水道水の供給の確保
- 災害時における下水道機能の確保
- 応急給水・復旧体制の整備

⑤ 持続性の確保

- 経営戦略に基づく中長期的視点による経営
- 中長期的な視点での汚水処理の広域化の推進（流域下水道への編入）

[主な関連個別計画]

- ◆ 水道事業経営戦略 / 下水道事業経営戦略

*アセットマネジメントとは、資産管理・運用のことで、水道施設を計画的に更新し、既存の資産を健全な状態で次世代に引き継いでいくことを目的とする。

3-1 観光の魅力向上と移住定住人口の増加によるまちの活性化



1. めざすまちの姿

- 全国的な知名度や観光の魅力を高め、関係人口^{*}を増やすとともに、移住者に選ばれる・住民が住み続けたいまちをめざします。

2. 住民・地域・事業者にできること

| | |
|-----|---|
| 住 民 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自分の住んでいるまちの自然や歴史、文化を知り、魅力を発見しましょう。 ● まちの魅力や強みについてPRを行いましょう。 ● 観光客や移住者をみんなで迎え入れましょう。 |
| 地 域 | <ul style="list-style-type: none"> ● 移住者を地域の一員としてあたたかく受け入れ、地域の活動をともに行いましょう。 ● 地域内に存在する歴史・文化資源を、交流のための地域財産と捉え、活性化につなげましょう。 ● 地域内の住民のつながりを大切に、地域の活性化に主体的に取り組みましょう。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域資源のPRに協力しましょう。 ● 地域社会の一員として公益活動の意義を認識し、自主的に地域交流への参加に努めましょう。 |

^{*}関係人口とは、移住した「定住人口」でも、観光等で訪れる「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人のこと。

3. 施策の展開

① 地域観光資源の保全・活用とネットワーク化

まちづくり戦略

- 住民自らが、お茶の歴史や景観、緑豊かな自然環境及び歴史・文化資源を認識し、発信できるような学習やPR活動の実施
- 町内に点在する観光等の拠点について、情報面を含めたネットワーク化と周遊化の推進

② 新たな観光魅力の創出

まちづくり戦略

- 宇治田原らしい「体験・時間・空間」の創出（「日本緑茶発祥の地」ならではの茶に触れる体験、地元産品等を展覧するイベントの開催、観光茶園等）

③ 広域的な交流の促進

まちづくり戦略

- 町内の観光資源情報の一体的な整理
- 「茶文化」をはじめとする本町の地域文化の発信

④ まちの魅力発信の強化

まちづくり戦略

- 住民・地域・事業者による宇治田原町のPR活動への支援
- 観光・移住定住それぞれのポータルサイト^{*}をはじめとした情報発信手段の活用（SNSの活用、新しい時代に対応したPR方法の検討等）
- 他市町村にはない宇治田原町の強みや魅力のシティプロモーション^{*}の強化（「日本緑茶発祥の地」「ハートのまち」など）
- まちの事業者との連携による、ふるさと納税の推進

⑤ 移住定住の促進

まちづくり戦略

- 移住定住者によるプラットフォームづくりの推進
- 住民が生活の幸せを感じ、定住につなげるための支援の充実

[主な関連個別計画]

◆ 観光振興計画



^{*}ポータルサイトとは、インターネットにアクセスする際の玄関口となり、目的に応じて様々なサービスや情報を集約して簡単にアクセスできるようにまとめたウェブサイトのこと。

^{*}シティプロモーションとは、地域資源をはじめとしたまちの魅力を高め、その魅力を戦略的かつ効果的に内外に情報発信していくこと。

3-2 商工業の振興



1. めざすまちの姿

- 地域の商工業者自らによる活性化の取組を進め、新たな地域ブランドを生み出すなど、地場産業や地域商店が元気なまちをめざします。
- 優良な事業所が進出し、地域での雇用と活力を生み出すまちをめざします。

2. 住民・地域・事業者にできること

| | |
|-----|---|
| 住民 | <ul style="list-style-type: none"> ● イベントに積極的に参加し、まちづくり、まちのにぎわいづくりに参加協力しましょう。 ● 町内商店での商品購入に努めましょう。 |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> ● イベントに積極的に参加し、まちづくり、まちのにぎわいづくりに参加協力しましょう。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域商工業の活性化イベントを主体的に実施しましょう。 ● 地域のにぎわいにつながる活動など、住民のニーズに対応した事業の展開について検討しましょう。 |

3. 施策の展開

① 地域ブランドの育成

まちづくり戦略

- お茶をはじめとする地域資源を活用した特色のある商品・サービスの開発販売の支援
- 新たな需要の掘り起こしや海外等を含めた販路の拡大支援
- 地域商工業の活性化の推進

② 地域内連携による商工業の振興と経営の安定化

まちづくり戦略

- 経営意欲の高い事業者の店舗・設備の高度化や経営の安定化への支援
- 商店等による新たなイベント等の取組や地元製品の販売促進に向けた、生産者と販売業者の連携促進
- 町のシティプロモーションとコラボレーションする商品開発などの取組への支援
- 商工振興における DX^{*}活用の検討

③ 新規事業者の誘致促進

まちづくり戦略

- 立地事業者に対する優遇措置の実施
- 町内への積極的な立地誘導の実施
- 新しい産業の創造の推進



* DXとは、進化したIT技術を浸透させ、人々の生活をより良いものへと変革させるという考え方のこと。



1. めざすまちの姿

- お茶をはじめとした品質の高い農産物特産品の振興を図り、持続的な供給の実現をめざします。
- 良好な農地や山林の確保とともに意欲的な農林業従事者の育成をめざします。

2. 住民・地域・事業者にできること

| | |
|-----|--|
| 住民 | <ul style="list-style-type: none"> ● 所有している農地や林地を放置するのではなく、自己または委託により適正に管理しましょう。 ● 町内産農林産物を使用しましょう。 |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> ● 農地や林地が荒廃しないよう働きかけましょう。 ● 地域の食材を活かした活動（こどもマルシェ[※]等）の開催や参加を通して、町内産農林産物に対する関心を高めましょう。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 町内の農地や林地が荒廃しないよう、土地の集積集約を行い、経営規模を拡大しましょう。 ● 既存の地域の特産品に加え、新しい特産品になるような農林産物の生産に積極的に取り組みましょう。 |

※マルシェとは、「市場」を意味する言葉で、個人や小規模の事業者などが人通りの多い場所に集まって出店する、出店者と消費者が直接コミュニケーションを取れるイベントのこと。

3. 施策の展開

① お茶の生産基盤の強化と高付加価値化

まちづくり戦略

- 優良茶園の整備や施設整備などへの支援による茶の生産性や品質の向上とブランド化
- 茶産業の後継者育成を図るための取組に対する積極的な支援

② 農林業の生産環境の充実

まちづくり戦略

- 経営意欲の高い認定農業者に対する支援
- 農産物特産品の品質・知名度の向上（古老柿・水菜・胡瓜等）
- 森林経営管理事業等による森林施業の促進
- 農林業の生産環境の充実による、田園景観・山林の良好な環境の保全
- 業務の省力化や効率化に向けたスマート農業^{*}等のデジタル化の検討や環境負荷の軽減

③ 次代を担う後継者・組織の育成と活動支援

まちづくり戦略

- 農林業に携わる担い手の育成
- 農林業の振興に寄与する活動を行う各種関係団体の活動支援

④ 有害鳥獣対策の推進

- 地域・住民とともに町有害鳥獣対策協議会が実施する有害鳥獣の防除・駆除及び行動・被害の実態調査への支援

⑤ 町内産農林産物の消費拡大

- 地域特産物の販売促進の支援
- 町内農産物の保育所・学校給食への活用
- 公共施設における町内産材・府内産材の使用の促進

[主な関連個別計画]

- ◆ 農業振興地域整備計画 / 森林整備計画
- ◆ 鳥獣被害防止計画

^{*}スマート農業とは、ロボット技術やICTを活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業のこと。

3-4 就業環境の充実



1. めざすまちの姿

- 新たな企業立地により町内の雇用が促進され、企業の労働力が確保されるまちをめざします。
- 誰もが働きやすい環境の整ったまちをめざします。

2. 住民・地域・事業者ができること

| | |
|-----|--|
| 住 民 | <ul style="list-style-type: none">● 勤労者が働きやすい住勤近接の観点から、町内で働くことを優先的に考えましょう。 |
| 地 域 | <ul style="list-style-type: none">● 地域で暮らす外国人の労働者等が、地域での暮らしにも受け入れるようにサポートしましょう。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none">● 勤労者が働きやすい住勤近接の観点から、町内在住者の雇用促進に努めましょう。● 勤労者が働きやすい環境づくりを行いましょう。 |

3. 施策の展開

① 働く場の創出

まちづくり戦略

- 町内に立地する事業者が町内在住者を雇用するための支援の継続
- 優良事業者の誘致による町内在住者が町内で雇用され働くことのできる場の創出

② 雇用の促進

まちづくり戦略

- 労働力の需要と供給に関する情報提供の充実
- 外国人も含めた就労のための通勤・就労環境等の改善



第4章 ハートのまちづくり

4-1 子育て環境の充実



1. めざすまちの姿

- 未来の希望であるすべての子どもたちの最善の利益が尊重され、親が子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、地域のみんなで支え、ともに成長できるまちづくりをめざします。

2. 住民・地域・事業者にできること

| | |
|-----|---|
| 住 民 | ● 「子どもはまちの未来」であるとの共通認識を持ち、子育てする親への声かけ、子どもへの目配りなどに努めましょう。 |
| 地 域 | ● 地域の子どもを地域で育てる意識を持ち、地域単位での子育てコミュニティの形成や居場所づくりに努めましょう。 |
| 事業者 | ● 親がゆったりとした気持ちで子育てできるよう、事業者はワーク・ライフ・バランス [※] を積極的に推進しましょう。 |

[※]ワーク・ライフ・バランスとは、仕事と生活の調和のこと。一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをさす。

3. 施策の展開

① 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

まちづくり戦略

- 妊娠から出産、子育てまで途切れのない支援体制の強化
- 子どもの年齢に応じた子育てサービス事業の充実
- 育児相談体制の充実
- ワンストップ[※]の情報提供
- 子どもの貧困対策や子育て世帯の経済的負担の軽減

② 子どもの最善の利益を実現する仕組みづくり

まちづくり戦略

- こどもまんなか社会[※]に向け「こども家庭センター[※]」の設置
- 支援のために必要な計画等の作成や関係者の情報共有など支援体制の構築
- 児童虐待などの未然防止のしくみづくりと、特に支援を要する児童への支援体制の強化
- ひとり親家庭の経済的負担の軽減
- 外国に関わりのある家庭の児童への支援
- 関係機関が連携した障がい児への一貫した支援体制の充実

③ すべての子育て家庭を支援する仕組みづくり

まちづくり戦略

- インクルーシブ保育[※]等の町立保育所を中心とした保育環境の向上
- 放課後児童健全育成事業の質の向上
- 事業所へのワーク・ライフ・バランスや育児休業制度の定着に向けた働きかけ
- 男女が共同して子育てを行うことについての家庭・地域への意識啓発

④ 地域全体で子育てを支援するまちづくり

まちづくり戦略

- 子どもの遊び場、親子・子育て家庭同士が交流できる場の運営
- 通学路・保育所・学校施設・学童施設における安全の確保
- 行政・事業者・地域の連携による、子育て家庭を見守り、支援できるネットワークづくり

[主な関連個別計画]

- ◆ 子ども・子育て支援事業計画

※ワンストップとは、1か所で用事が足りるもしくは、何でも揃うこと。

※こどもまんなか社会とは、子どもや若者の権利が保障され、健やかに成長できる社会のこと。

※こども家庭センターとは、子どもや子育て世帯、妊産婦を対象に医療・福祉・保育・教育などの多方面から継続して一体的な支援をおこなう施設のこと。

※インクルーシブ保育とは、子どもの年齢や国籍、障がいの有無などに関わらず、すべての子どもを受け入れて一緒に過ごす保育のこと。

4-2 子どもたちの教育の充実



1. めざすまちの姿

- 本町の「育てたい子ども像」である「夢に向かって自ら学ぶ人」、「人とのつながり（絆）を大切に
する人」、「誇りを持ってふるさとを語る人」の実現に向けた独自の教育の実現をめざします。
- ふるさと宇治田原を愛し、まちの宝である、未来に羽ばたく子どもの育成をめざします。

2. 住民・地域・事業者にてできること

| | |
|-----|--|
| 住 民 | <ul style="list-style-type: none"> ● 保護者（家庭）が、学校や地域社会との連携を強めることにより、学校を核とした地域コミュニティの中で、教育を支援していくシステムづくりに協力しましょう。 ● 「子どもはまちの未来」であるとの共通認識を持ち、子ども・青少年への目配りなどに努めましょう。 |
| 地 域 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の高い教育力を活かした「地域ぐるみ・町ぐるみ」の教育の推進に努めましょう。 ● 子どもたちが通いたいと思える楽しい学校づくりに協力しましょう。 ● 地域での青少年の交流・活動機会の充実に努めましょう。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 学校や地域社会との連携により、子どもたちの学びの充実に協力しましょう。 |

3. 施策の展開

① 学校運営の協働化

まちづくり戦略

- 家庭、地域、学校が互いに連携・協働し、町ぐるみで子どもたちを育てる教育環境の構築

② 学力の充実・向上への取組

まちづくり戦略

- 9年間の子どもの「育ち」と「学び」を連続的に捉え、小中一貫教育の指導方法の良さを活かした、きめ細かで系統的な指導の実施
- 「うじたわら学び塾」の継続実施と学力向上の取組へのシフトの推進
- ICT^{*}の効果的な利活用等、教育の情報化の推進

③ 豊かな心・情操・社会性を育む教育

まちづくり戦略

- 保育所、幼稚園、小・中学校の連携による人とのつながりづくりや様々な体験機会の充実
- 自然とふれあう機会（キャンプ等）や子どもの主体的な活動の機会づくりの創出

④ 学校・家庭・地域連携の教育推進

まちづくり戦略

- 地域における各種行事や世代間交流、体験活動の促進
- 地域人材や保護者、関係機関等の学校教育への積極的な参画と支援の促進

⑤ 特別な配慮が必要な子どもへの支援の充実

- 個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援の充実
- 合理的配慮^{*}の提供や多様性を認め合うなどインクルーシブ教育^{*}の推進

⑥ 安心して教育を受ける環境づくり

まちづくり戦略

- 社会的自立につながる不登校対策と教育相談機能の充実
- 子どもの通学手段の確保と支援
- 各種学校行事等への費用負担や経済的な支援等が必要な家庭への適切な支援
- 健やかな学びを支える教育環境の充実
- 安心・安全な給食の提供と食育^{*}の推進

⑦ 青少年の健全育成推進体制と環境の整備

まちづくり戦略

- 家庭・地域・学校の連携による、相談体制の充実や人材の確保
- 健全育成の取組を行う各種団体の活動を支援

[主な関連個別計画]

◆ 教育大綱

※ ICT とは、情報通信技術のことで、PC だけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、様々な形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称。

※ 合理的配慮とは、誰もが平等に人権や基本的な自由を行使できるよう、障がい等の特性や困りごとに合わせた配慮を行うこと。

※ インクルーシブ教育とは、障がいや病気の有無、国籍、人種、性別などの違いを超えて、すべての子どもが同じ環境で学ぶ教育のこと。

※ 食育とは、食料の生産方法やバランスのよい摂取方法、食品の選び方、食卓や食器などの食環境を整える方法、食に関する文化などの食に関する教育のこと。

4-3 ライフスタイルに応じた生涯学習・スポーツの推進



1. めざすまちの姿

- 住民の主体的な学習活動やスポーツ活動が、それぞれのライフステージに応じて活発に展開されるまちをめざします。

2. 住民・地域・事業者にできること

| | |
|-----|--|
| 住民 | <ul style="list-style-type: none">● 生涯を通じて個性や能力を伸ばし、豊かな人生を送るため、主体的に学び、その成果を地域づくりやボランティア活動に活かしましょう。● わがまちをよく知り、誇りを持ち、郷土に対して興味関心を持つように努めましょう。 |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none">● 地域住民による「集う」「学ぶ」「結ぶ」ための地区公民館等の利用促進に努めましょう。● 地域における主体的な学びの場づくりに努めましょう。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none">● 住民の学習意欲を高めるイベント等の開催に協力しましょう。 |

3. 施策の展開

① 住民一人ひとりの生涯を通じた学習の支援

まちづくり戦略

- ライフステージに応じた多様な学習情報・学習機会の提供
- 町内各種施設の活用等、学習活動の環境整備
- ICTを活用した学習機会の提供とデジタルデバイド[※]の解消に向けた支援

② 連携・ネットワークによる生涯学習の推進

- 生涯学習に資する施策・取組の体系的な推進
- 関係機関・団体、各施設等の連携と、それらをつなぐコーディネーターの育成等による連携ネットワークの構築

③ 人と地域がつながる生涯学習コミュニティの形成

- 積極的に学習成果を発表し、活かすことができる場の提供
- 学習を通じて多様な人が集い、支え合うことで生まれる地域の教育力の向上

④ 生涯スポーツの推進

まちづくり戦略

- 生涯スポーツ振興プランに基づくスポーツの機会・場の創出等、ライフステージに応じたスポーツ活動環境の整備
- スポーツ活動の情報提供の推進とスポーツ施設（住民グラウンド、体育館等）の利用促進
- スポーツを支える指導者の養成とボランティア体制等の充実

[主な関連個別計画]

- ◆ 教育大綱
- ◆ 生涯スポーツ振興プラン



※デジタルデバイドとは、インターネットやコンピュータ等を使える人と使えない人との間に生じる情報格差のこと。

4-4 郷土愛の醸成と地域文化の継承



1. めざすまちの姿

- 住民が郷土の歴史や文化に関心を持つことに加え、若い世代に向けた教育活動や住民主体の新しい地域活動等を通して、“ふるさと宇治田原”に対する理解と愛着を深め、地域文化の継承や転出者のUターン等につなげます。
- 住民一人ひとりの個性が輝き、いきいきと心豊かに暮らせる文化芸術の薫り高いまちをめざします。

2. 住民・地域・事業者にできること

| | |
|-----|---|
| 住民 | <ul style="list-style-type: none">● 日常的に文化・芸術への関心を高めましょう。● 自分の住んでいるまちの自然や歴史、文化を知り、誇りを持ち、その保全とPRに努めましょう。● 文化財所有者は文化資料の公開に協力しましょう。● 地域における新しい活動や、若い世代の教育活動等に関心を持ちましょう。 |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none">● 地域伝承行事の復活に努めましょう。● 地域内に存在する歴史・文化資源を、地域の財産と捉え、活性化につなげましょう。● 若い世代の教育活動等を支援し、郷土愛の醸成につなげましょう。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none">● 地域社会の一員として公益活動の意義を認識し、地域文化の活性化や若い世代の教育活動等の支援に努めましょう。● 町内の地域資源のPRに協力しましょう。 |

3. 施策の展開

① 文化財の保護と意識の普及・啓発

- 保護活動を行う人材・団体の育成・支援
- 伝統文化や文化財に関する資料の充実
- 住民に役立つ企画展や参加型の学習会の開催

② 様々な世代が文化芸術に親しめる教育活動の推進

- 町内の各種施設を活用した、質の高い文化芸術に触れる場や機会の充実

③ ふるさとへの理解と愛着の醸成

まちづくり戦略

- 各学校における本町固有の自然や伝統文化、歴史・産業等を学ぶ教育活動の充実
- 地域資源を活用した学習機会の創出

[主な関連個別計画]

◆教育大綱



4-5 人権・男女共同参画と平和を尊重する環境づくり



1. めざすまちの姿

- 年齢、障がいの有無、男女の違いなどに関わらず、すべての人が対等な構成員として参画する社会の形成をめざします。

2. 住民・地域・事業者にできること

| | |
|-----|--|
| 住民 | <ul style="list-style-type: none">• 人権尊重や男女共同参画についての理解を深め、自分たちでできることから、課題解決に向けた取組を行きましょう。 |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none">• 人権尊重や男女共同参画についての理解を深め、地域でできる課題解決に向けた取組を行きましょう。• 「ジェンダー*平等の実現」に向け、性別を問わず地域活動に参加しやすい雰囲気づくりに努めましょう。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none">• 従業員に対する教育・啓発を実施するほか、研修会などへの参加を促し、積極的に人権尊重社会や男女共同参画社会、非核平和社会への理解を深めましょう。• 「ジェンダー平等の実現」に向け、男女がともに働きやすい就業環境の構築に努めるとともに、仕事と家庭の両立に向け、ワーク・ライフ・バランスを推進しましょう。 |

*ジェンダーとは、生物学的な性とは異なり、社会や文化によって作られた性のこと。

3. 施策の展開

① 人権尊重の取組の推進

- 学校教育や生涯学習のほか、「人権のつどい」などの人権啓発イベントの開催
- 「第3次 人権教育・啓発推進計画」を策定し、計画に基づいた人権教育・啓発活動の実施
- 人権思想の啓発、人権侵害への救済等を行う、人権擁護委員活動の支援

② 男女がともに担う取組の推進

- 男女共同参画計画による広報・啓発活動や情報・学習の機会の提供
- 関係機関と連携し、不安や悩みなどに対する相談体制の充実
- 各種審議会・委員会などの施策検討・決定の場への女性の参画の促進
- ワーク・ライフ・バランスの普及啓発等、男女がともに能力を発揮できる社会づくりの推進

③ 平和に貢献する地域社会づくり

- 非核平和都市宣言の理念に基づく各種の啓発活動の推進

[主な関連個別計画]

- ◆ 男女共同参画計画
- ◆ 人権教育・啓発推進計画
- ◆ ヘイトスピーチ解消法にかかるガイドライン



4-6 多文化共生の推進



1. めざすまちの姿

- 外国人居住者を含めたすべての住民が、地域社会の中で交流し、互いを知り理解することで円滑な生活を送ることができるまちをめざします。

2. 住民・地域・事業者にできること

| | |
|-----|---|
| 住 民 | ● 海外の文化をはじめとした多様な文化に関心を持ち、自分が慣れ親しんだ文化とは異なる文化に対しても理解を深めましょう。 |
| 地 域 | ● 地域において、多様な文化的背景を持つ住民同士が、活発に交流できる機会や気運の醸成に努めましょう。 |
| 事業者 | ● 住民や地域と連携し、外国人の労働者等が、地域の暮らしに溶け込めるようにサポートしましょう。 |

3. 施策の展開

① 多様な文化的交流の推進

まちづくり戦略

- 外国人との文化的交流等、「多文化共生社会」の推進に向けた広域的・国際的な交流の推進
- 交流を通じた異文化の理解促進

② 外国人居住者との多文化共生に向けた取組

まちづくり戦略

- 外国人居住者・地域住民・企業の多文化交流・共生に向けた意識の醸成
- 多言語による生活情報の提供



5-1 住民が主役のまちづくりの推進



1. めざすまちの姿

- 住民が中心となって、より良いまちにしたいという様々なまちづくり活動を積極的に進めることのできるまちの実現をめざします。

2. 施策の展開

① 地域活動の育成・支援

- 地域における人と人とのふれあい、ボランティア活動など自主的な取組に対する支援の実施
- 町内の地域間及び事業者と住民の交流促進
- 区・自治会活動と自主的なボランティア活動を行う住民及び多世代の住民間の連携の推進

② 情報共有・住民意見の行政施策への反映

- 自主的なまちづくり活動を行う団体・個人、町行政と住民の情報共有と意見聴取の場づくり
- まちづくり活動に関する定期的な情報発信

③ 自主的なまちづくり活動の輪と参加が広がるしくみづくり

- 住民、企業と町職員相互の理解醸成を進めるための相互交流の取組の実施
- 参加・連携できる機会・場の提供による、誰もが参画できるまちづくり活動の促進
- まちづくりの主役は“住民”であることに関する意識啓発



5-2 効果的な行財政運営（デジタル化推進含む）



1. めざすまちの姿

- 時代の変化に対応した効率的で透明性の高い行政サービスや情報提供の実現と、効率的・効果的で持続可能な行財政運営をめざします。

2. 施策の展開

① 住民サービスの向上

- 役場庁舎を中心とした住民サービスの提供と向上
- 役場庁舎を中心とした住民の参加・交流の促進

② 計画的な行財政改革※の推進

- 自治体経営の持続可能性を高め、社会の変化に対応できる質の高い行政サービスを提供するための全体的な行財政運営方針の決定
- 全体的な方針に基づく継続した行財政改革の推進

③ 組織体制の強化

- 求められるまちづくりの重点課題を見定め、柔軟かつ機動的に対応する行政組織の構築

※行財政改革とは、政府や地方自治体が行う改革の1つで、財政面での経費節減と効率性ととも行政サービスの質を向上させることを目的として行われる。

④ 人材の育成

- 人事評価制度をはじめ、意欲を高め人を活かす人事制度、能力を引き出し高める研修制度の適切な運用

⑤ 財政基盤の強化と計画的な行財政運営

- 経済状況の変化や国・府の制度改正等の把握
- 財政シミュレーション[※]の見直し（毎年度）
- 中長期視点に立った中期財政見通しの策定
- 継続した事務事業の必要性・妥当性・効率性の検証

⑥ 公共施設等の総合的な管理の推進

- 公共施設等総合管理計画に基づく、将来負担を見据えた計画的な修繕や更新・活用等の実施

⑦ 透明性のある行政運営

- 町広報紙やホームページなどを活用した、町政情報の積極的な発信
- 情報公開、個人情報保護制度の適切な運用
- 入札・契約手続きの競争性・透明性・公平性を確保した手続きの推進

⑧ 自治体 DX[※]の推進

まちづくり戦略

- 基幹系事務に係る情報システムの標準化・共通化の推進
- 行政手続きのオンライン化[※]の推進
- 住民が手軽に利用できるデジタルツール（アプリ等）を活用した、各種情報提供

⑨ 広域・官民連携、共同化の推進

まちづくり戦略

- 連携することにより効果的なまちづくりにつながる分野について、広域的な連携や近隣市町村との連携の推進（お茶の京都 DMO[※]による観光振興、主要地方道宇治木屋線・鷲峰山トンネル等のインフラ[※]整備を活かした新たな取組、事務の共同化等）
- 民間等が主体になることにより改善が図れる行政サービス・課題に関する様々な主体との連携の強化

[主な関連個別計画]

- ◆ 行政改革大綱・実施計画
- ◆ 公共施設等総合管理計画

※財政シミュレーションとは、昨年度決算や今年度決算見込額等の数値を参考に行う、将来の財政運営予測のこと。

※自治体 DXとは、自治体（市町村や都道府県）がデジタル技術を活用して行政サービスの改善や効率化を図る取組のこと。

※オンライン化とは、パソコンやスマートフォンなどの電子機器をインターネットに接続して、アナログな業務をネットワーク通信で行える状態にすること。

※DMOとは、官民協働で市場調査等の手法を用い、経営的な視点から「観光地域づくり」を進める法人のこと。

※インフラとは、水道や道路、電力網等の社会基盤のこと。

もっと
ずっと



まちづくり戦略

(第3期地域創生総合戦略)

1 まちづくり戦略策定の趣旨

本町の総人口は平成 17（2005）年の 10,060 人をピークに減少しており、令和 2（2020）年に 8,911 人と、15 年間で 1,149 人（11.4%）の減少が見られました。また、社人研が令和 5（2023）年に公表した推計では令和 22（2040）年に 6,900 人程度となることが想定されています。

人口構造については、老年人口（65 歳以上）が総人口に占める割合が増加する一方で、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）の割合は減少しています。また、合計特殊出生率^{*}は全国の水準より低く、出生数が減少傾向にあります。社会動態については、日本人は若年層を中心に転出超過となっている一方で、外国人は転入超過が継続しています。

このような中で、第 5 次総合計画の後期基本計画におけるまちづくり戦略（第 2 期総合戦略）で掲げた目標人口の達成は困難な可能性が高くなっています。

こうした本町の喫緊の課題である人口減少対策と少子化・高齢化といった人口構造の改善に向けて、新名神高速道路（大津～城陽間）の開通や（仮称）宇治田原インターチェンジの設置等に伴う市街地整備、「日本緑茶発祥の地」という本町の歴史的資源や豊かな自然環境、移住定住促進に向けた「うじたわらいく」ブランドといった本町が持つ様々な“強み”を活かし、これまで以上に効果的な取組の推進が求められています。さらに、分野横断的な施策間の連携や、地域を超えた広域的な連携による取組に加え、デジタル技術の活用をはじめとした、新しい時代に対応した取組も重要となります。

このような状況を踏まえ、新たなまちづくり戦略（第 3 期総合戦略）においては、これまでの取組を通して明らかになった課題とその検証結果に加え、成果を上げた施策・事業を継続しつつ、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案した新たな視点等も踏まえ、地方創生のより一層の充実・強化に取り組み、第 6 次総合計画のめざすまちの将来像「もっと ずっと 宇治田原 ～やすらぎ つながり にぎわい ハートのまち～」や、その実現につなげるための目標人口の達成をめざします。

なお、本町の「まちづくり戦略」は、人口減少の克服と地方創生を目的とした、まち・ひと・しごと創生法に基づく「宇治田原町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の第 3 期総合戦略として位置づけています。

^{*}合計特殊出生率とは、15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が一生の間に生むとした時の子どもの数に相当する。

基本構想の将来像・目標人口とまちづくり戦略の関係

基本構想の将来像・目標人口

【将来像 (= 地域ビジョン)】

もっと ずっと 宇治田原 ~やすらぎ つながり にぎわい ハートのまち~

【将来像実現のための目標人口 (= 人口ビジョン)】

令和 16 (2034) 年に 7,800 人程度を維持

【自然動態 (出生)】

令和 16 (2034) 年に出生数 50 人程度を維持

※令和 4 (2022) 年の出生数 38 人

【社会動態 (転入・転出)】

令和 16 (2034) 年までに 5 年間の累計転出超過数を 50 人程度に抑制

※令和 4 (2022) 年までの過去 5 年間の累計転出超過数は 123 人

基本構想を実現するための基本計画

人口減少対策関連施策を「まちづくり戦略」として再構成

1 うじたわらっ子育て応援戦略

[子育て世代の希望の実現、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり]

| 数値目標 | 現状値 | 目標値 |
|-------------------------|-------------|--------------|
| 出生数 | 38 人 (R4) | 50 人 (R11) |
| 中学生以下の児童がいる世帯数 (住民基本台帳) | 548 世帯 (R6) | 500 世帯 (R11) |

2 まちの活力アップ戦略

[新しい人の流れの創出、地域の魅力発信、働く場づくり]

| 数値目標 | 現状値 | 目標値 |
|--|---------------------|--------------------|
| 社会増減数 (5 年間累計) | ▲ 123 人 (H30~R4) | ▲ 80 人 (R7~R11) |
| 関係人口 ①ふるさと納税寄附件数 | 11,012 件 (R4) | 15,000 件 (R11) |
| 関係人口 ②公式 Instagram うじたわらいくフォロワー数 | 556 人 (R5) | 1,000 人 (R11) |
| 町内従業者比率 ($\frac{\text{町内で働いている就業者数}}{\text{就業している住民の人数}}$) | 114.0% (R2) | 120.0% (R11) |

3 ずっと住みたいまちづくり戦略

[シビックプライド醸成、住民の幸福度の向上、安心・安全、健康のまちづくり]

| 数値目標 | 現状値 | 目標値 |
|---|--------------------------------|------------------|
| 「宇治田原町に住みたい」住民の割合 (住民意識調査) | 50.6% (R5) | 70.0% (R11) |
| 「宇治田原町に将来も住みたい」中学生の割合 (中学生意識調査) | 29.8% (R5) | 45.0% (R11) |
| 「災害時の安全性」に「満足」な住民の割合 (住民意識調査) | 15.2% (R5) | 25.0% (R11) |
| 健康年齢 (平均自立期間*) ※要介護 2 以上になるまでの期間を「日常生活が自立している期間」としてその平均を算出した健康寿命の指標の一つ | 男性 81.2 歳 女性 82.7 歳 (R4) | 現状値より向上 (R11) |

まちづくり戦略 (第 3 期総合戦略)

序論

基本構想

基本計画

まちづくり戦略

資料編

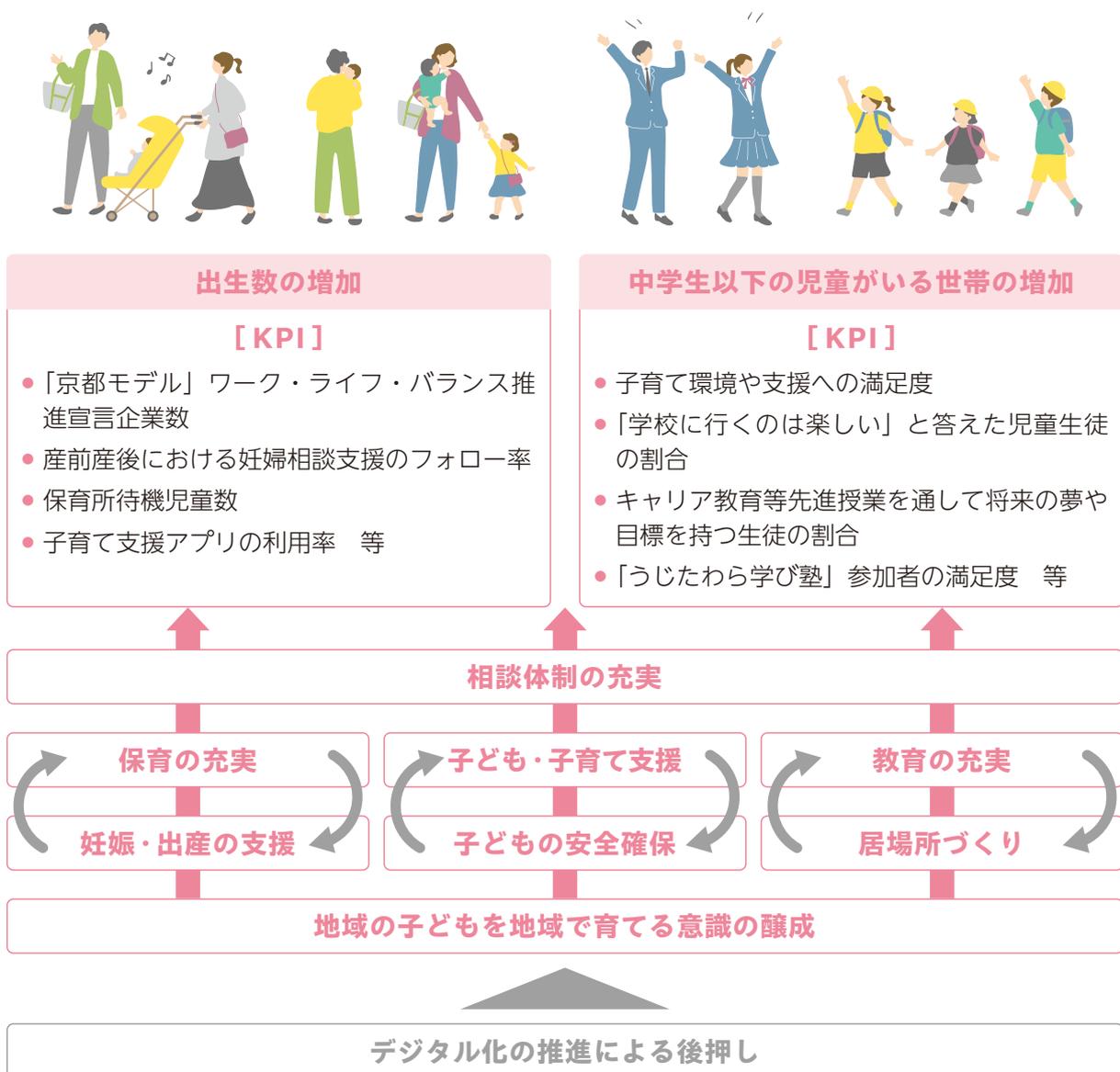
2 戦略の方向性

まちづくり戦略は「うじたわらっ子育て応援戦略」「まちの活力アップ戦略」「ずっと住みたいまちづくり戦略」の3つの枠組みで構成し、それぞれに達成すべき数値目標を設定しています。

こうした数値目標の達成に向けて、その達成に至るまでの流れを図式化し、関連する施策やその達成度を測るためのKPI※（重要業績評価指標）の関係性を整理した上で取組を進めることで、より効果的な戦略の展開が期待できます。

1 うじたわらっ子育て応援戦略

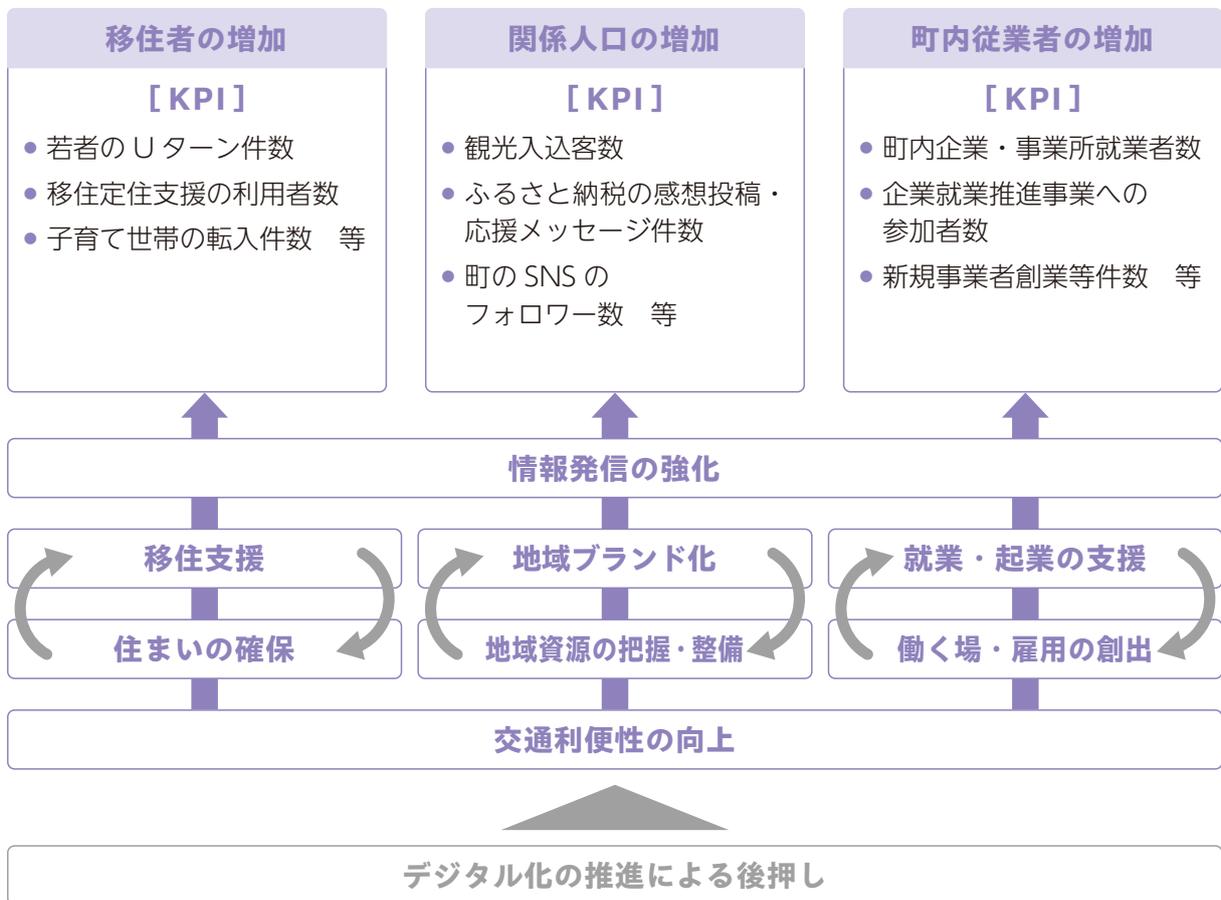
【子育て世代の希望の実現、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり】



※ KPI とは、最終目標までの中間プロセスの達成度合いを定量的に計測・評価するための指標のこと。

2 まちの活カアップ戦略

[新しい人の流れの創出、地域の魅力発信、働く場づくり]



3 ずっと住みたいまちづくり戦略

[シビックプライド醸成、住民の幸福度の向上、安心・安全、健康のまちづくり]



住みたい住民の割合の増加

[KPI]

- 宇治田原町に愛着を感じる住民の割合
- 宇治田原町が好きな中学生の割合
- 地域の産業や自然、伝統文化を学ぶ地域学習の授業時間数
- 多文化に触れる講座の開催件数 等

健康で安全に暮らしている住民の増加

[KPI]

- 防災アプリ「@InfoCanal」の登録者数
- 交通事故件数
- 刑法犯認知件数
- 週3日以上運動習慣のある者の割合 等

住民がいきいき暮らせる環境づくり

利便性の向上

シビックプライド醸成

支え合いの体制づくり

多文化共生の推進

交通事故・犯罪の防止

防災・減災対策

固有の文化・自然環境等の保全

デジタル化の推進による後押し

「うじたわらっ子育て応援戦略」「まちの活力アップ戦略」「ずっと住みたいまちづくり戦略」の3つの枠組みで構成するまちづくり戦略について、前述の「戦略の方向性」で図示した内容を踏まえ、具体的な施策・事業やKPIを展開します。

1 うじたわらっ子育て応援戦略

[子育て世代の希望の実現、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり]

1 地域の子どもの地域で育てる意識の醸成

[KPI]

| 指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 |
|--|----|-----------|------------|
| 子育て環境や支援への満足度 (宇治田原町子ども・子育て支援に関するアンケート) | % | 21.3 (R5) | 25.0 (R10) |
| 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業*数 | 件 | 9 (R5) | 15 (R11) |

[主な施策・事業]

| 内容 | 基本計画 |
|--|----------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 男性の育児休業取得率向上等に向けて、男女が共同して子育てを行うことについての家庭・地域への意識啓発 | 4-1-③ |
| <ul style="list-style-type: none"> 行政・事業者・地域の連携による、子育て家庭を見守り、支援できるネットワークや仕事と子育てを両立しやすい環境づくり | 4-1-④ |
| <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの育みや、幸せについて考える場の運営・活性化 | 4-1-② 4-1-④ |
| <ul style="list-style-type: none"> 家庭、地域、学校が互いに連携・協働し、町ぐるみで子どもたちを育てる教育環境の構築 | 4-2-① |
| <ul style="list-style-type: none"> 保育所、幼稚園、小・中学校の連携による人とのつながりづくりや、若い世代が子育ての喜びを実感するための様々な体験機会の充実 | 4-2-③ |
| <ul style="list-style-type: none"> 地域における各種行事や世代間交流、体験活動の促進 | 4-2-④ |

*「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業とは、ワーク・ライフ・バランスに取り組む中小企業を応援するために、京都府が設けた「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度に宣言登録を行っている企業のこと。

2 妊娠・出産の支援と保育の充実

[KPI]

| 指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 |
|----------------------|----|-----------|-------------|
| 産前産後における妊婦相談支援のフォロー率 | % | 94.5 (R5) | 100.0 (R11) |
| 不妊・不育治療に関する広報回数 | 回 | 1 (R6) | 2 (R11) |
| 保育所待機児童数 | 人 | 0 (R5) | 0 (R11) |

[主な施策・事業]

| 内容 | 基本計画 |
|--|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> 助産師による産前・産後のケアや不妊・不育症への支援等、妊娠から出産、子育てまで途切れのない支援体制の強化 | 4-1-① |
| <ul style="list-style-type: none"> 事業所へのワーク・ライフ・バランスや育児休業制度の定着に向けた働きかけ | 4-1-③ |
| <ul style="list-style-type: none"> インクルーシブ保育、保育士のスキルアップ研修の実施等の町立保育所を中心とした保育環境の向上 | 4-1-③ |
| <ul style="list-style-type: none"> 必要な人が利用しやすい一時保育の充実 | 4-1-③ |

3 子どもの安全確保

[KPI]

| 指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 |
|-------------------|----|---------|----------|
| 見守り安全パトロール隊新規登録者数 | 人 | 20 (R5) | 25 (R11) |

[主な施策・事業]

| 内容 | 基本計画 |
|---|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> 児童虐待などの未然防止のしくみづくりと、特に支援を要する児童への支援体制の強化 | 4-1-② |
| <ul style="list-style-type: none"> 通学路・保育所・学校施設・学童施設における安全の確保 | 4-1-④ |



4 子ども・子育て支援

[KPI]

| 指 標 | 単 位 | 現状値 | 目標値 |
|--|-----|-----------|------------|
| 子育て環境や支援への満足度（宇治田原町子ども・子育て支援に関するアンケート）【再掲】 | % | 21.3 (R5) | 25.0 (R10) |
| 子育て支援アプリの利用率（事業申込者のうち母子モ [※] による申込割合） | % | 33.4 (R5) | 36.0 (R11) |

[主な施策・事業]

| 内 容 | 基本計画 |
|---|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援アプリの活用等、子どもの年齢に応じた子育てサービス事業の充実 DX | 4-1-① |
| <ul style="list-style-type: none"> 子どもの貧困対策や子育て世帯の経済的負担の軽減 | 4-1-① |
| <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の経済的負担の軽減 | 4-1-② |
| <ul style="list-style-type: none"> 外国に関わりのある家庭の児童への支援 | 4-1-② |
| <ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携した障がい児への一貫した支援体制の充実 | 4-1-② |

※「デジタル化の推進」に特に関連する施策・事業には「DX」のマークを掲載しています（以降も同様）

5 居場所づくり

[KPI]

| 指 標 | 単 位 | 現状値 | 目標値 |
|------------------------------|-----|---------------------|-------------|
| 子育て支援センターの利用者数 | 人 | 2,648 (R5) | 2,000 (R11) |
| 「まなび茶ろん」参加者の満足度（参加者アンケートによる） | % | ※令和6年度のアンケートを踏まえて設定 | |

[主な施策・事業]

| 内 容 | 基本計画 |
|---|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> 放課後児童健全育成事業の質の向上 | 4-1-③ |
| <ul style="list-style-type: none"> 子どもの遊び場や居場所の充実、地域子育て支援センター等の既存施設の活用も含めた親子・子育て家庭同士が交流できる場の運営 | 4-1-④ |
| <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが集まり学べる場として活用できる文化センター等の運営 | 4-1-④ |
| <ul style="list-style-type: none"> 放課後子ども教室「まなび茶ろん」の継続実施 | 4-1-④ |

※母子モとは、妊娠から出産、子育てまでをサポートするため、予防接種のスケジュールや健診結果の管理、地域の情報配信などを行う母子手帳アプリのこと。

6 教育の充実

[KPI]

| 指 標 | 単 位 | 現状値 | 目標値 |
|---|-----|----------|--------------|
| 「学校に行くのは楽しい」と答えた児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査） | % | 78.9（R5） | 90.0（R11） |
| キャリア教育等先進授業を通して将来の夢や目標を持つ生徒の割合（全国学力・学習状況調査） | % | 74.6（R5） | 80.0（R11） |
| 「うじたわら学び塾」参加者の満足度（参加者アンケートによる） | % | 91.2（R5） | 現状値より向上（R11） |

[主な施策・事業]

| 内 容 | 基本計画 |
|---|-------|
| ● 9年間の子どもの「育ち」と「学び」を連続的に捉え、小中一貫教育の指導方法の良さを活かした、きめ細かで系統的な指導の実施 | 4-2-② |
| ● 小・中学校におけるタブレット端末を活用した AI ドリル [*] の提供等の ICT の効果的な利活用等、教育の情報化の推進 DX | 4-2-② |
| ● 「うじたわら学び塾」の継続実施と学力向上の取組へのシフトの推進 | 4-2-② |
| ● 自然とふれあう機会（キャンプ等）や子どもの主体的な活動の機会づくりの創出 | 4-2-③ |
| ● 地域の人材や保護者、関係機関等の学校教育への積極的な参画と支援の促進 | 4-2-④ |
| ● 社会的自立につながる不登校対策と教育相談機能の充実 | 4-2-⑥ |
| ● 子どもの通学手段の確保と支援 | 4-2-⑥ |
| ● 安心・安全な給食の提供と食育の推進 | 4-2-⑥ |

7 相談体制の充実

[KPI]

| 指 標 | 単 位 | 現状値 | 目標値 |
|--|-----|----------|-----------|
| 子育て支援センターの情報相談事業の利用割合（宇治田原町子ども・子育て支援に関するアンケート） | % | 44.3（R5） | 50.0（R10） |

[主な施策・事業]

| 内 容 | 基本計画 |
|---|-------|
| ● 子育て支援センターの情報相談事業等、育児等の相談体制の充実 | 4-1-① |
| ● ワンストップの情報提供 | 4-1-① |
| ● こどもまんなか社会に向け「こども家庭センター」の設置 | 4-1-② |
| ● 支援のために必要な計画等の作成や関係者の情報共有など支援体制の構築 | 4-1-② |
| ● 学校教育現場でのスクールカウンセラー [*] 、スクールソーシャルワーカー [*] の配置 | 4-2-⑦ |

※ AI ドリルとは、学習者の習熟度や授業の取組状況を AI が分析し、理解度を判定して出題内容を調整するドリル学習の機能のこと。

※スクールカウンセラーとは、学校で児童や生徒、保護者、教職員の心のケアや相談を行う心理の専門家のこと。

※スクールソーシャルワーカーとは、児童・生徒の最善の利益を保障するために、学校などにおいて児童・生徒を取り巻く環境への働きかけや、関係機関等との連携・調整を行う専門職のこと。

2 まちの活力アップ戦略

[新しい人の流れの創出、地域の魅力発信、働く場づくり]

1 交通利便性の向上

[KPI]

| 指 標 | 単 位 | 現状値 | 目標値 |
|-------------------------|-----|--------------|---------------|
| 観光入込客数 | 人 | 174,125 (R4) | 200,000 (R11) |
| 町が運行又は運行支援する公共交通機関の利用者数 | 人 | 7,894 (R5) | 7,500 (R11) |

[主な施策・事業]

| 内 容 | 基本計画 |
|--|-------|
| ● 新たな幹線道路を含めた都市基盤への交通利便性の確保 | 2-4-① |
| ● 地域公共交通活性化協議会を中心に協議を進めることによる、持続可能な公共交通ネットワークの構築 | 2-4-① |
| ● 宇治田原山手線、宇治田原工業団地線の整備推進 | 2-4-③ |
| ● 国道 307 号と各府道との連携強化 | 2-4-③ |

2 住まいの確保

[KPI]

| 指 標 | 単 位 | 現状値 | 目標値 |
|-------------|-----|--------|---------------|
| 空家バンクの登録数 | 軒 | 1 (R5) | 20 (R7~11 累計) |
| 登録空家等マッチング数 | 軒 | 1 (R5) | 15 (R7~11 累計) |

[主な施策・事業]

| 内 容 | 基本計画 |
|------------------------|-------|
| ● 空家バンクの登録数増加に向けた周知・啓発 | 2-4-⑤ |
| ● 新しい住宅地の確保に向けた検討 | 2-4-⑤ |



3 移住支援

[KPI]

| 指 標 | 単 位 | 現状値 | 目標値 |
|-------------------|-----|--------|-------------|
| 若者（20～39歳）のUターン件数 | 人 | 38（R5） | 40（R11） |
| 移住定住支援の利用者数 | 人 | 11（R5） | 70（R7～11累計） |
| 子育て世帯の転入件数 | 世帯 | 18（R5） | 20（R11） |

[主な施策・事業]

| 内 容 | 基本計画 |
|------------------------------------|-------|
| ● 地域の空家への移住希望者や企業従業員等のニーズへのマッチング促進 | 2-4-⑤ |
| ● 移住定住者によるプラットフォームづくりの推進 | 3-1-⑤ |
| ● 新婚世帯や都市圏からの移住就業者への支援 | 3-1-⑤ |

4 地域資源の把握・整備

[KPI]

| 指 標 | 単 位 | 現状値 | 目標値 |
|------------------|-----|-------------|--------------|
| 観光入込客数【再掲】 | 人 | 174,125（R4） | 200,000（R11） |
| 地域が主体のマルシェ等の開催回数 | 回 | 3（R5） | 5（R11） |

[主な施策・事業]

| 内 容 | 基本計画 |
|--|-------|
| ● 地域の活性化に連動する商業や産業施設など、新たな都市機能の誘導（新名神高速道路（仮称）宇治田原インターチェンジ周辺及び宇治田原山手線沿道） | 2-1-② |
| ● 自然環境を活かしたアクティビティ等の推進（グランピング等）とPR強化 | 2-3-③ |
| ● 町内に点在する観光等の拠点について、情報面を含めたネットワーク化と周遊化の推進 | 3-1-① |
| ● 宇治田原らしい「体験・時間・空間」の創出（「日本緑茶発祥の地」ならではの茶に触れる体験、地元産品等を展示するイベントの開催、観光茶園、地域が主体となったマルシェ等の開催支援等） | 3-1-② |
| ● 広域的な連携や近隣市町村との連携の推進（主要地方道宇治木屋線・鷲峰山トンネル等のインフラ整備を活かした新たな取組） | 5-2-⑨ |

5 地域ブランド化

[KPI]

| 指 標 | 単 位 | 現状値 | 目標値 |
|--------------------------------------|-----|----------|-------------|
| ふるさと納税の感想投稿・応援メッセージ件数 | 件 | 256 (R5) | 400 (R11) |
| 町の SNS (公式 Instagram うじたわらいく) フォロワー数 | 人 | 556 (R5) | 1,000 (R11) |

[主な施策・事業]

| 内 容 | 基本計画 |
|--|-------|
| ● まちの事業者との連携による、ふるさと納税の推進 | 3-1-④ |
| ● お茶をはじめとする地域資源を活用した特色のある商品・サービスの開発販売の支援と、新たな需要の掘り起こしや海外等を含めた販路の拡大支援 | 3-2-① |
| ● 商店等による新たなイベント等の取組や地元産品の販売促進に向けた、生産者と販売業者の連携促進 | 3-2-② |
| ● 町のシティプロモーションとコラボレーションする商品開発などの取組への支援 | 3-2-② |
| ● 優良茶園の整備や施設整備などへの支援による茶の生産性や品質の向上とブランド化 | 3-3-① |
| ● 農産物特産品の品質・知名度の向上 (古老柿・水菜・胡瓜、九条ネギ等) | 3-3-② |
| ● 広域的な連携や近隣市町村との連携の推進 (お茶の京都 DMO による観光振興) | 5-2-⑨ |

6 働く場・雇用の創出

[KPI]

| 指 標 | 単 位 | 現状値 | 目標値 |
|--------------|-----|------------|-------------|
| 町内企業・事業所就業者数 | 人 | 5,374 (R2) | 5,500 (R12) |
| 農業産出額 | 千万円 | 150 (R4) | 160 (R11) |

[主な施策・事業]

| 内 容 | 基本計画 |
|--|-------|
| ● 商工振興における DX 活用の検討 DX | 3-2-② |
| ● 立地事業者に対する優遇措置の実施 | 3-2-③ |
| ● サテライトオフィス*を含めた町内への積極的な立地誘導の実施 | 3-2-③ |
| ● 茶産業の後継者育成を図るための取組に対する積極的な支援 | 3-3-① |
| ● 経営意欲の高い認定農業者に対する支援 | 3-3-② |
| ● 業務の省力化や効率化に向けたスマート農業等のデジタル化の検討や環境負荷の軽減 DX | 3-3-② |
| ● 町内に立地する事業者が町内在住者を雇用するための支援の継続 | 3-4-① |
| ● 優良事業者の誘致による町内在住者が町内で雇用され働くことのできる場の創出 | 3-4-① |

*サテライトオフィスとは、企業の本社・本拠地から離れた場所に設置する小規模のオフィスのこと。

7 就業・起業の支援

[KPI]

| 指 標 | 単 位 | 現状値 | 目標値 |
|--------------------------------------|-----|-------------|--------------|
| 新規就農者数 | 人 | 2 (R1~5 累計) | 3 (R7~11 累計) |
| 企業就業推進事業への参加者数 | 人 | 13 (R5) | 20 (R11) |
| 新規事業者創業等件数 (創業支援補助金 + 移住者企業支援補助金) | 件 | 1 (R5) | 5 (R7~11 累計) |

[主な施策・事業]

| 内 容 | 基本計画 |
|--|-------|
| ● 新しい産業の創造の推進 | 3-2-③ |
| ● 農林業に携わる担い手の育成 | 3-3-③ |
| ● 労働力の需要と供給に関する情報提供の充実 | 3-4-② |
| ● リモートワーク*の環境整備など、子育て世帯や外国人も含めた就労のための通勤・就労環境等の改善 DX | 3-4-② |

8 情報発信の強化

[KPI]

| 指 標 | 単 位 | 現状値 | 目標値 |
|--|-----|--------------|------------------|
| 企業版ふるさと納税件数 | 件 | 4 (R5) | 現状値より向上 (R11) |
| 町の SNS (公式 Instagram うじたわらいく) フォロワー数【再掲】 | 人 | 556 (R5) | 1,000 (R11) |
| 観光ポータルサイトアクセス数 | 件 | 171,649 (R5) | 200,000 (R11) |
| 移住定住ポータルサイト「うじたわらいく」アクセス数 | 件 | 5,996 (R5) | 6,500 (R11) |

[主な施策・事業]

| 内 容 | 基本計画 |
|--|-------|
| ● 住民自らが、お茶の歴史や景観、緑豊かな自然環境及び歴史・文化資源を認識し、発信できるような学習や PR 活動の実施 | 3-1-① |
| ● 町内の観光資源情報の一体的な整理 | 3-1-③ |
| ● インバウンド*にも対応した「茶文化」をはじめとする本町の地域文化の発信 | 3-1-③ |
| ● 住民・地域・事業者による宇治田原町の PR 活動への支援 | 3-1-④ |
| ● 観光・移住定住それぞれのポータルサイトをはじめとした情報発信手段の活用 (SNS の活用、新しい時代に対応した PR 方法の検討等) DX | 3-1-④ |
| ● 他市町村にはない宇治田原町の強みや魅力のシティプロモーションの強化 (「日本緑茶発祥の地」「ハートのまち」「家康伊賀越えの道ゆかりの地」など) | 3-1-④ |

*リモートワークとは、オフィスに出勤することなく、会社以外の場所で仕事をする形態のこと。

*インバウンドとは、「外から中に入る」等の意味。観光業界では「海外からの観光客」や「訪日外国人旅行」の意味で使用される。

3 ずっと住みたいまちづくり戦略

【シビックプライド醸成、住民の幸福度の向上、安心・安全、健康のまちづくり】

1 固有の文化・自然環境等の保全

[KPI]

| 指 標 | 単 位 | 現状値 | 目標値 |
|------------|-----|-------------|--------------|
| 森林整備面積 | ha | 16 (H25) | 30 (R12) |
| 新規就農者数【再掲】 | 人 | 2 (R1~5 累計) | 3 (R7~11 累計) |

[主な施策・事業]

| 内 容 | 基本計画 |
|-----------------------------------|-------|
| ● 適正な森林施業の推進（林道整備、伐採木の活用システムの構築等） | 2-3-② |
| ● 森林環境譲与税を活用した森林経営管理事業等による森林保全 | 2-3-② |
| ● 野生生物の生息・分布状況調査等を基にした啓発・学習の推進 | 2-3-③ |
| ● 住民自らが自然環境を守り育てる取組の支援 | 2-3-③ |
| ● 農林業の生産環境の充実による、田園景観・山林の良好な環境の保全 | 3-3-② |

2 シビックプライド醸成

[KPI]

| 指 標 | 単 位 | 現状値 | 目標値 |
|----------------------------|-----|-----------|---------------|
| 宇治田原町に愛着を感じる住民の割合（住民意識調査） | % | 77.2 (R5) | 85.0 (R11) |
| 宇治田原町が好きな中学生の割合（中生意識調査） | % | 84.1 (R5) | 90.0 (R11) |
| 地域の産業や自然、伝統文化を学ぶ地域学習の授業時間数 | 時間 | 235 (R5) | 現状値より向上 (R11) |

[主な施策・事業]

| 内 容 | 基本計画 |
|--|-------|
| ● 各学校における本町固有の自然や伝統文化、歴史・産業等を学ぶ教育活動の充実 | 4-4-③ |
| ● 地域資源を活用した学習機会の創出 | 4-4-③ |
| ● 「未来を担う子どもたち」の夢を応援する「未来挑戦隊チャレンジャー育成プロジェクト」の推進 | 4-4-③ |

3 利便性の向上

[KPI]

| 指 標 | 単 位 | 現状値 | 目標値 |
|-------------------|-----|---------|----------|
| オンライン化された行政手続きの件数 | 件 | 31 (R5) | 50 (R11) |

[主な施策・事業]

| 内 容 | 基本計画 |
|--|-------|
| ● ICT を活用した学習機会の提供とデジタルデバイドの解消に向けた支援 DX | 4-3-① |
| ● 行政手続きのオンライン化の推進 DX | 5-2-⑧ |
| ● 住民が手軽に利用できるデジタルツール（アプリ等）を活用した、各種情報提供 DX | 5-2-⑧ |

4 多文化共生の推進

[KPI]

| 指 標 | 単 位 | 現状値 | 目標値 |
|----------------|-----|--------|----------|
| 多文化に触れる講座の開催件数 | 件 | 5 (R5) | 20 (R11) |

[主な施策・事業]

| 内 容 | 基本計画 |
|---|-------|
| ● 外国人との文化的交流等、「多文化共生社会」の推進に向けた広域的・国際的な交流の推進 | 4-6-① |
| ● 講座や交流を通じた異文化の理解促進 | 4-6-① |
| ● 外国人居住者・地域住民・企業の多文化交流・共生に向けた意識の醸成 | 4-6-② |
| ● 多言語による生活情報の提供 | 4-6-② |



5 支え合いの体制づくり

[KPI]

| 指 標 | 単 位 | 現状値 | 目標値 |
|--------------------------|-----|----------|-----------|
| 地域活動に参加している住民の割合（住民意識調査） | % | 50.5（R5） | 60.0（R11） |

[主な施策・事業]

| 内 容 | 基本計画 |
|--|-------|
| ● 住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化（地域包括支援センターの体制強化、関係機関・団体等とのネットワーク強化、高齢者やその家族に対しての相談支援と見守り体制の充実等） | 1-6-③ |
| ● 認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることのできる仕組みづくり | 1-6-③ |
| ● 民間等が主体になることにより改善が図れる行政サービス・課題に関する様々な主体との連携の強化や新たな支援の仕組みの検討 | 5-2-⑨ |

6 防災・減災対策

[KPI]

| 指 標 | 単 位 | 現状値 | 目標値 |
|------------------------|-----|---------|----------|
| 防災アプリ「@InfoCanal」の登録者数 | 人 | 380（R5） | 800（R11） |

[主な施策・事業]

| 内 容 | 基本計画 |
|--|-------|
| ● 洪水・土砂災害、ため池ハザードマップによる意識啓発の推進 | 1-1-⑤ |
| ● 長距離スピーカー・電子メール・防災アプリケーション等による迅速な情報伝達 DX | 1-2-① |
| ● 必要となる物資・資機材の整備・備蓄 | 1-2-① |
| ● 他自治体・事業者との緊密な連携による広域的な災害時の体制の維持・強化、木造住宅の耐震化促進 | 1-2-① |
| ● 消防団の装備・体制強化や自主防災組織、児童防火組織等への支援の実施 | 1-2-③ |
| ● 地域との協力による避難行動要支援者の安否確認や一時的避難の環境向上 | 1-2-③ |
| ● 防災士 [※] との連携等による防災教育の充実など、地域で防災に取り組む意識の啓発 | 1-2-③ |
| ● 耐震化による非常時の安定的な水道水の供給と災害時における下水道機能の確保 | 2-5-④ |

※防災士[※]とは、社会の様々な場で防災力を高める活動のための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを日本防災士機構が認証した人のこと。

7 交通事故・犯罪の防止

[KPI]

| 指 標 | 単 位 | 現状値 | 目標値 |
|------------------|-----|------------------|----------|
| 交通事故件数 | 件 | 12.6 (H30~R4 平均) | 11 (R11) |
| 刑法犯認知件数 | 件 | 26.2 (H30~R4 平均) | 25 (R11) |
| 青色防犯パトロール実施者証所持者 | 人 | 21 (R6) | 30 (R11) |

[主な施策・事業]

| 内 容 | 基本計画 |
|---|-------|
| ● 家庭、地域、事業者、警察との連携強化 | 1-1-① |
| ● 防犯意識の高揚と地域での見守り活動の推進 | 1-1-① |
| ● グリーンベルト、カーブミラー、安全灯等の整備 | 1-1-② |
| ● 自動車急発進防止装置取付への支援等の検討 | 1-1-② |
| ● 交通安全に関する啓発（交通安全教室、職員による交通安全呼びかけ運動の継続実施） | 1-1-② |

8 住民がいきいき暮らせる環境づくり

[KPI]

| 指 標 | 単 位 | 現状値 | 目標値 |
|----------------------|-----|-----------|------------|
| 週3日以上運動習慣のある者の割合（成人） | % | 45.3 (R1) | 50.0 (R12) |
| 国保特定健診受診率 | % | 45.9 (R4) | 50.0 (R11) |
| 特定保健指導による保健指導の減少率 | % | 15.8 (R4) | 25.0 (R11) |
| 特定健診受診者のメタボ該当者の減少率 | % | 26.5 (R4) | 30.0 (R11) |

[主な施策・事業]

| 内 容 | 基本計画 |
|--|-------|
| ● 保健事業と介護予防事業等の連携（KDB データ等の活用、ハイリスク・ポピュレーション双方のアプローチの組み合わせ等） DX | 1-3-① |
| ● ライフステージに応じた健康意識向上のための周知・啓発 | 1-3-② |
| ● 各種保健事業のターゲット世代等の明確化による自主的な健康づくりの支援 | 1-3-② |
| ● 食生活改善推進員の活動との連携による、食に関する事業展開 | 1-3-② |
| ● 官民連携による健康づくりと生涯スポーツの一体的な推進 DX | 1-3-② |
| ● 健康づくりの基礎となる様々な健（検）診機会の提供と多くの媒体を通じた周知 | 1-3-③ |
| ● 受診結果に基づく適切な保健指導の実施 | 1-3-③ |
| ● 町内・町外の医療機関、医師会等との連携協力体制の強化 | 1-4-① |
| ● 「データヘルス計画・特定健康診査等実施計画」等を踏まえ、KDB データに基づく保健事業、特定健康診査・特定保健指導の受診・実施率向上 DX | 1-4-③ |
| ● 住民が生活の幸せを感じ、定住につなげるための支援の充実 | 3-1-⑤ |

資料編

1 計画の策定に関する事項

1-1 関連例規

●宇治田原町まちづくり総合計画推進条例

平成 28 年 3 月 29 日
条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、まちづくりの基本的な指針である総合計画の基本となる事項を明らかにするとともに、その策定及び推進等について必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な町政運営を図り、もってまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、次の各号に定める基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 本町の将来像とその具現化のための基本方向を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想の施策の大綱に基づき、基本施策の方向と体系を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第 3 条 町長は、総合的かつ計画的な町政運営を図るため、総合計画を策定しなければならない。

(総合計画の理念)

第 4 条 総合計画は、次に掲げるまちづくりの理念により、推進するものとする。

- (1) 人と人がしっかりとつながり、住民と町が協力しながら、ともに歩んでいくまちづくり
- (2) 宇治田原町の自然、歴史及び文化等を将来の担い手につなげるとともに、まちの持続的な発展につなげるまちづくり
- (3) 日本緑茶発祥の地として、郷土への誇りと愛着を深めるとともに、広く発信するまちづくり

(総合計画推進のための町の基本姿勢)

第 5 条 町は、次に掲げる基本姿勢を持ち、総合計画を推進するものとする。

- (1) 町が地域課題に対して責任を持ち、主体的に公的な活動を行うことを前提としつつ、地域での自主的なつながりと活動を尊重し、また協力して対応していくパートナーシップの構築
- (2) 透明性のある行政運営のもと、各種サービス及び事務事業の効率的・効果的な実施による持続可能な財政運営

(審議会への諮問)

第 6 条 町長は、第 2 条に規定する基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、次条に規定する宇治田原町まちづくり総合計画審議会に諮問するものとする。

(宇治田原町まちづくり総合計画審議会の設置)

第 7 条 前条の規定による諮問に応じて調査又は審議を行い、意見を述べ、町長に対し審議結果を答申するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、町長の附属機関として、宇治田原町まちづくり総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 8 条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、24 名以内とし、次に掲げる分類により町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関、委員会、団体等の代表者
- (3) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(役員)

第9条 審議会に会長1人、副会長2人及び常任委員6人以内の役員を置く。

2 会長、副会長及び常任委員は、委員の互選による。

3 会長は、審議会を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第10条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会に、総会及び役員会を置き、会長が議長となり、次により運営を図るものとする。

(1) 総会 提出案件の審議、意見具申、議決

(2) 役員会 審議計画の決定、総会提出案件の調整、計画案についての調査、審議、意見具申

3 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

5 総会では、必要に応じ分科会を設け審議することができる。この場合、分科会会議の運営は、役員がこれに当たるものとする。

6 会長は、必要に応じ参考人として委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(議会の議決)

第12条 町長は、第2条に規定する基本構想及び基本計画並びにこれに類する計画を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(公表)

第13条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(個別計画との整合)

第14条 町が別に策定する個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第11条中「総務部企画財政課」とあるのは、平成28年3月31日までの間、「企画・財政課」と読み替えるものとする

(宇治田原町まちづくり総合計画審議会条例の廃止)

3 宇治田原町まちづくり総合計画審議会条例(昭和47年条例第20号)は、廃止する。

附 則(令和2年4月1日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年7月27日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

●宇治田原町まちづくり総合計画策定会議設置規則

昭和 49 年 11 月 1 日

規則第 13 号

(設置)

第 1 条 宇治田原町まちづくり総合計画審議会（以下「審議会」という。）設置の目的を達成するため、宇治田原町まちづくり総合計画策定会議（以下「策定会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 策定会議は、別表に基づき審議会の経過をまとめるとともに、具体的な総合計画の策定を行うため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 審議会（分科会を含む。）の会議に出席し、現況の説明、専門的又は技術的な意見を述べること。
- (2) 意見調整などのため独自の会議を開催すること。
- (3) 審議会の要請により資料を提出すること。
- (4) その他計画策定に必要な事項

(組織)

第 3 条 策定会議委員（以下「委員」という。）は 25 人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副町長
- (2) 理事及び次長
- (3) 課長及びこれに相当する職員
- (4) 町長が特に必要と認める職員

(会議)

第 4 条 策定会議の議長は副町長とし、会議は議長が招集する。

2 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、委員のうちからあらかじめ指定した者がその職務を代行するものとする。

(庶務)

第 5 条 策定会議の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 60 年 6 月 14 日規則第 6 号）

この規則は、昭和 60 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 8 月 1 日規則第 5 号）

この規則は、宇治田原町組織条例の一部を改正する条例（平成元年条例第 14 号）の施行の日から施行する。

附 則（平成 6 年 6 月 29 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 8 年 3 月 25 日規則第 1 号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 31 日規則第 5 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 7 月 1 日規則第 20 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 4 月 1 日規則第 2 号)
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 4 月 1 日規則第 5 号)
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 4 月 1 日規則第 4 号)
この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 4 月 1 日規則第 1 号)
この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 4 月 1 日規則第 5 号)
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 7 月 27 日規則第 30 号)
この規則は、令和 2 年 7 月 27 日から施行する。

| まちづくり総合計画策定会議分担区分 | | |
|-------------------|--|--|
| 区分 | 内容 | 担当課 |
| 基礎 | <ul style="list-style-type: none"> ● 計画の意義 ● 計画の基盤と背景、課題と目標 ● 地理的条件と土地利用 ● 計画の構成 ● 計画の推進と住民参加 | 企画財政課 (関係局課) |
| 行財政 | <ul style="list-style-type: none"> ● 行財政改革 ● 広報・広聴・情報公開 ● IT 化 ● 友好・交流・平和都市 ● コミュニティ活動 ● 人権及び女性政策 ● 市町村合併 ● 他に属さない主要事項 | 総務課 企画財政課 税住民課 議会事務局 会計課 |
| 保健・福祉・ 環境 | <ul style="list-style-type: none"> ● 民生及び福祉 ● 保健及び医療 ● 衛生 ● 自然・生活環境及び循環型社会 | 福祉課 健康対策課 子育て支援課 建設環境課 |
| 産業・経済 | <ul style="list-style-type: none"> ● 農林水産 ● 商・工業 ● 観光 ● 地域振興・山間地振興 ● 労働及び雇用 | 企画財政課 産業観光課 |
| 都市基盤 | <ul style="list-style-type: none"> ● 運輸 ● 都市計画 ● 道路及び河川 ● 住宅及び公園・緑地 ● 景観 ● 消防・防災 ● 交通安全 ● 上下水及び排水 | 総務課 建設環境課 まちづくり推進課 産業観光課 上下水道課 |
| 文教 | <ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育 ● 生涯学習 ● 文化・芸術及び文化財 ● 社会体育 | 学校教育課 社会教育課 |

1-2 策定の主な経緯

| 日付 | 項目 | 内容 |
|-----------------|------------------------|--|
| 令和5年度 | | |
| 7月28日 | まちづくり総合計画策定会議 (第1回) | <ul style="list-style-type: none"> 第6次まちづくり総合計画及び第3期地域創生総合戦略策定方針について 住民意識調査等の内容について |
| 8月24日 | まちづくり総合計画審議会 (第1回) | <ul style="list-style-type: none"> 第6次まちづくり総合計画及び第3期地域創生総合戦略策定方針について 住民意識調査等の内容について |
| 9月13日～ 10月4日 | 住民アンケート調査 | <ul style="list-style-type: none"> 高校生世代（全数）及び19歳以上の住民（無作為抽出1,300人）を対象 郵送による配布・回収（Web回答可能） 回収率44.7% |
| 9月15日～ 19日 | 都市イメージ調査 | <ul style="list-style-type: none"> マーケティング会社の登録制アンケートモニター（スクリーニング：1万サンプル、本調査：515サンプル）を対象 web回答フォームを用いて実施 |
| 9月21・ 22日 | 小学生カード調査 | <ul style="list-style-type: none"> 田原小学校・宇治田原小学校のすべての4～6年生を対象 学校での配布・回収 |
| 9月25日～ 10月5日 | 中学生アンケート調査 | <ul style="list-style-type: none"> 町内中学校の生徒（全数）を対象 Webによる回答 回収率96.5% |
| 11月10日 | まちづくりカフェ（第1回） | <ul style="list-style-type: none"> ワークショップ形式による意見交換会 幅広い世代の住民等16人が参加 |
| 11月24日 | まちづくりカフェ（第2回） | <ul style="list-style-type: none"> ワークショップ形式による意見交換会 幅広い世代の住民等24人が参加 |
| 11月28日 | まちづくり総合計画策定会議 (第2回) | <ul style="list-style-type: none"> 住民意識調査等の結果について まちづくりカフェの報告について |
| 12月1日 | まちづくり総合計画審議会 (第2回) | <ul style="list-style-type: none"> 住民意識調査等の結果について まちづくりカフェの報告について |
| 12月13日 | 職員ワーキンググループ (第1回) | <ul style="list-style-type: none"> 10年後に宇治田原町が目指す姿（将来像）を検討 |
| 2月16日 | まちづくり総合計画策定会議 (第3回) | <ul style="list-style-type: none"> 基本構想（案）について 第5次まちづくり総合計画・後期基本計画、まちづくり戦略の進捗状況評価・分析について |
| 3月8日 | まちづくり総合計画審議会 (第3回) | <ul style="list-style-type: none"> 基本構想（案）について 第5次まちづくり総合計画・後期基本計画、まちづくり戦略の進捗状況評価・分析について |
| 3月11日～ 28日 | 団体アンケート調査 | <ul style="list-style-type: none"> 本町で活動する8つの団体を対象 メール等による配布・回収 |

| 日付 | 項目 | 内容 |
|-------------------|-------------------------|--|
| 令和6年度 | | |
| 4月25日 | 職員ワーキンググループ (第2回) | <ul style="list-style-type: none"> ● 施策目標(まちづくりの分野)ごとの「めざすまちの姿」を検討 |
| 6月4日 | 団体懇談会 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「子育て世代」「転入者」の方がメンバーとして在籍されている団体を対象 |
| 6月17日 | 職員ワーキンググループ (第3回) | <ul style="list-style-type: none"> ● まちづくり戦略の施策・事業とKPIの検討 |
| 6月26日 | まちづくり総合計画策定会議 (第4回) | <ul style="list-style-type: none"> ● 基本計画(案)について |
| 7月12日 | まちづくり総合計画審議会 (第4回) | <ul style="list-style-type: none"> ● 基本計画(案)について ※ワークショップ形式により検討 |
| 8月27日 | まちづくり総合計画策定会議 (第5回) | <ul style="list-style-type: none"> ● まちづくり戦略(案)について |
| 9月9日 | まちづくり総合計画審議会 (第5回) | <ul style="list-style-type: none"> ● まちづくり戦略(案)について |
| 10月23日 | まちづくり総合計画策定会議 (第6回) | <ul style="list-style-type: none"> ● 第6次まちづくり総合計画(案)について ● まちづくり戦略(案)について ● パブリックコメント(住民意見募集)について |
| 10月31日 | まちづくり総合計画審議会 (第6回) | <ul style="list-style-type: none"> ● 第6次まちづくり総合計画(案)について ● まちづくり戦略(案)について ● パブリックコメント(住民意見募集)について |
| 11月11日～ 12月10日 | パブリックコメント (住民意見募集) | <p>[公表資料]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ①周知・意見募集要領を兼ねた概要資料 ● ②「宇治田原町第6次まちづくり総合計画」案(全文) ● ③「まちづくりのための住民意識調査報告書」 ※町ホームページ及び各公共施設、町内金融機関に配架し公表 <p>[意見募集結果]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 11名から30件 |
| 12月27日 | まちづくり総合計画策定会議 (書面確認) | <ul style="list-style-type: none"> ● パブリックコメント(住民意見募集)結果と対応について ● 第6次まちづくり総合計画(最終案)について ※委員(所属長)に書面確認 |
| 1月17日 | まちづくり総合計画審議会 (第7回) | <ul style="list-style-type: none"> ● パブリックコメント(住民意見募集)結果と対応について ● 第6次まちづくり総合計画(最終案)について |
| 1月24日 | パブリックコメント(住民意見募集)の結果を公表 | ※町ホームページにて公表 |
| 1月24日 | まちづくり総合計画審議会からの答申 | ※正副会長より町長に答申書を提出 |
| 3月4日 | 町議会への総合計画等の議案提案 | |
| 3月27日 | 総合計画等の可決 | |

1-3 まちづくり総合計画審議会委員名簿

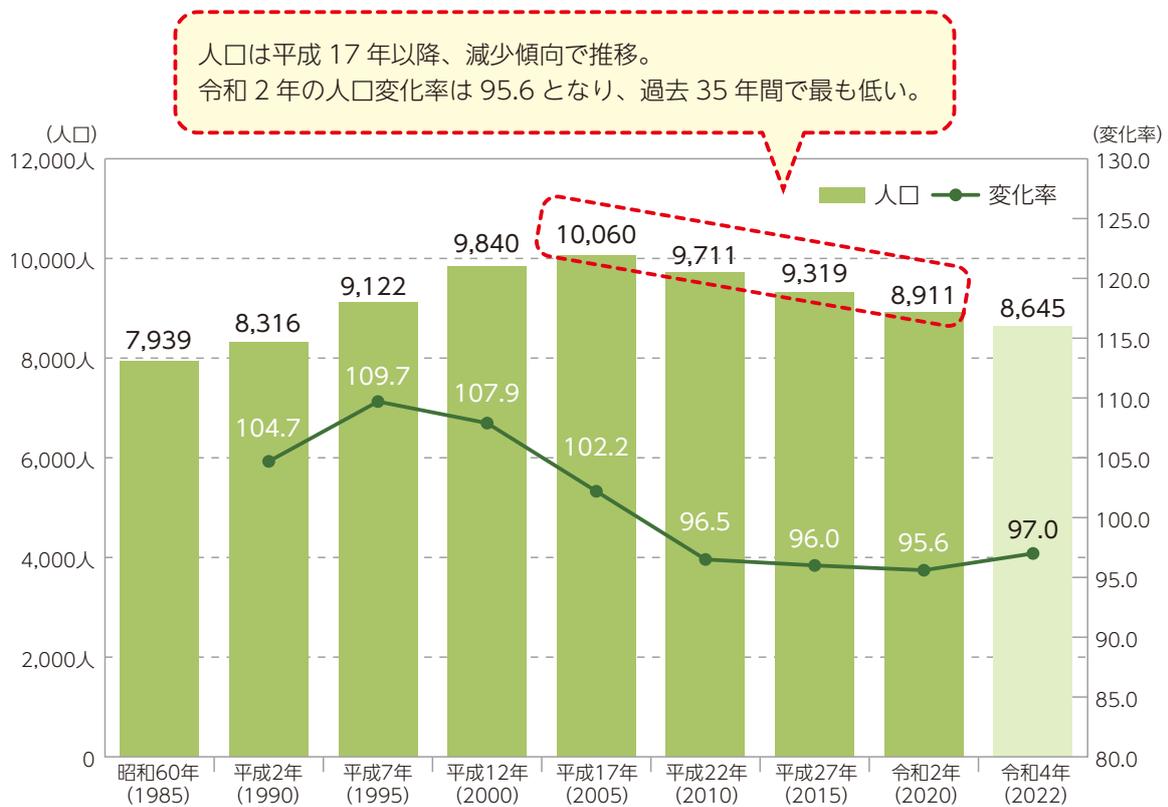
〈敬称略・順不同〉

| 団体等 | 役職等 | 氏名 | 備考 |
|----------------|---------------------|-------|-----------------|
| 筆記サークル「グリーンティ」 | 代表 | 上野 睦美 | |
| 宇治田原町社会福祉協議会 | 会長 | 楳木 健二 | |
| 宇治田原町農業委員会 | 広報部会長 | 奥村喜美子 | |
| 宇治田原町老人クラブ連合会 | 会長 | 垣内 秋弘 | ~R6.3.31 |
| | 会長 | 茨木 章生 | R6.4.1~ |
| 宇治田原町商工会 | 会長 | 清水 甚 | |
| 須河車体株式会社 | 常務取締役 | 須河 貴之 | 副会長 |
| 福知山公立大学 | 地域経営学部教授 | 谷口 知弘 | 会長 |
| 京都銀行宇治田原支店 | 支店長 | 富田 和哉 | |
| 京都新聞 | 南部支社次長 京田辺・学研総局長 | 豊留 正己 | ~R5.9.30 |
| | 京田辺・学研総局長 | 水腰 英樹 | R5.10.1~R6.3.31 |
| | 京田辺・学研総局長 | 小西 貴久 | R6.4.1~ |
| 洛タイ新報 | 代表取締役社長 | 長田 啓助 | |
| 宇治田原工業団地管理組合 | 専務理事 | 羽賀 卓司 | |
| 宇治田原町区長会 | 区長会長 | 播磨余土行 | |
| 京都府山城広域振興局 | 企画・連携推進課長 | 松永 弘道 | |
| 茶ッピー未来基金 | | 森本 葉月 | |
| 公募委員 | | 山田 均 | |
| 連合京都南山城地域協議会 | 議長 | 山田 良尚 | |
| 京都中央信用金庫宇治田原支店 | 支店長 | 米子 真史 | |
| 里山保育「やまぼうし」 | 共同代表 | 若林 純 | |

2 宇治田原町の現況

2-1 人口等の動向

1 総人口と人口変化率の推移



※資料：国勢調査（※令和 4 年のみ京都府推計人口（10.1 時点））

※人口変化率は各年の 5 年前の人口に対する変化率（令和 4 年のみ 2 年前）

2 年齢構造の変化

少子化、高齢化が進む中で従属人口指数が増加傾向で推移。昭和60年には生産年齢人口の概ね2人が従属人口（年少人口・高齢者人口）1人を支えていたのに対し、令和2年は1人が1.4人程度を支える状況。



※資料：国勢調査 ※年齢区分ごとの割合は、総人口から年齢不詳を除いた人口から算出
 ※従属人口指数は生産年齢人口100人が支える年少人口・老年人口の数を示す

| (単位：人) | | 昭和60年(1985) | 平成2年(1990) | 平成7年(1995) | 平成12年(2000) | 平成17年(2005) | 平成22年(2010) | 平成27年(2015) | 令和2年(2020) |
|----------------|--------|-------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 総人口 | | 7,939 | 8,316 | 9,122 | 9,840 | 10,060 | 9,711 | 9,319 | 8,911 |
| 年少人口(0~14歳) | | 1,648 | 1,670 | 1,693 | 1,679 | 1,654 | 1,394 | 1,196 | 1,017 |
| 生産年齢人口(15~64歳) | | 5,211 | 5,425 | 5,948 | 6,374 | 6,467 | 6,163 | 5,632 | 5,187 |
| | 15~39歳 | 2,823 | 2,682 | 2,856 | 3,027 | 3,009 | 2,740 | 2,405 | 2,215 |
| | 40~64歳 | 2,388 | 2,743 | 3,092 | 3,347 | 3,458 | 3,423 | 3,227 | 2,972 |
| 老年人口(65歳以上) | | 1,080 | 1,219 | 1,467 | 1,787 | 1,939 | 2,145 | 2,488 | 2,683 |
| | 65~74歳 | 653 | 707 | 836 | 1,003 | 1,039 | 1,110 | 1,363 | 1,432 |
| | 75歳以上 | 427 | 512 | 631 | 784 | 900 | 1,035 | 1,125 | 1,251 |
| 年齢不詳 | | 0 | 2 | 14 | 0 | 0 | 9 | 3 | 24 |
| 構成比 | 年少人口 | 20.8% | 20.1% | 18.6% | 17.1% | 16.4% | 14.4% | 12.8% | 11.4% |
| | 生産年齢人口 | 65.6% | 65.3% | 65.3% | 64.8% | 64.3% | 63.5% | 60.5% | 58.4% |
| | 老年人口 | 13.6% | 14.7% | 16.1% | 18.2% | 19.3% | 22.1% | 26.7% | 30.2% |
| 変化指数 | 年少人口 | 100.0 | 101.3 | 102.7 | 101.9 | 100.4 | 84.6 | 72.6 | 61.7 |
| | 生産年齢人口 | 100.0 | 104.1 | 114.1 | 122.3 | 124.1 | 118.3 | 108.1 | 99.5 |
| | 老年人口 | 100.0 | 112.9 | 135.8 | 165.5 | 179.5 | 198.6 | 230.4 | 248.4 |

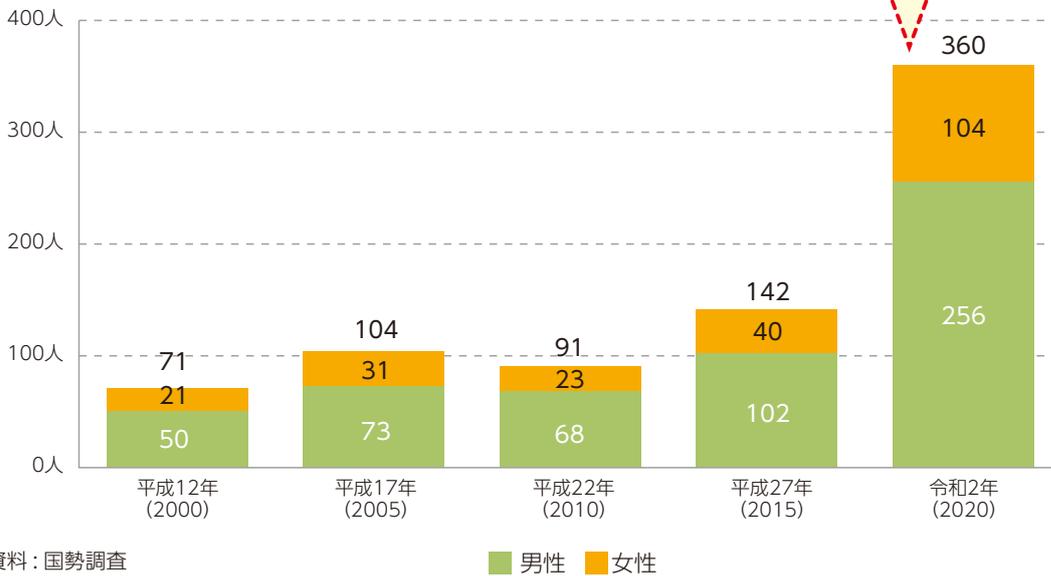
※資料：国勢調査

「年少人口」が昭和60年の6割程度まで減少している一方、「65歳以上」は2.5倍程度増加している。

3 外国人人口

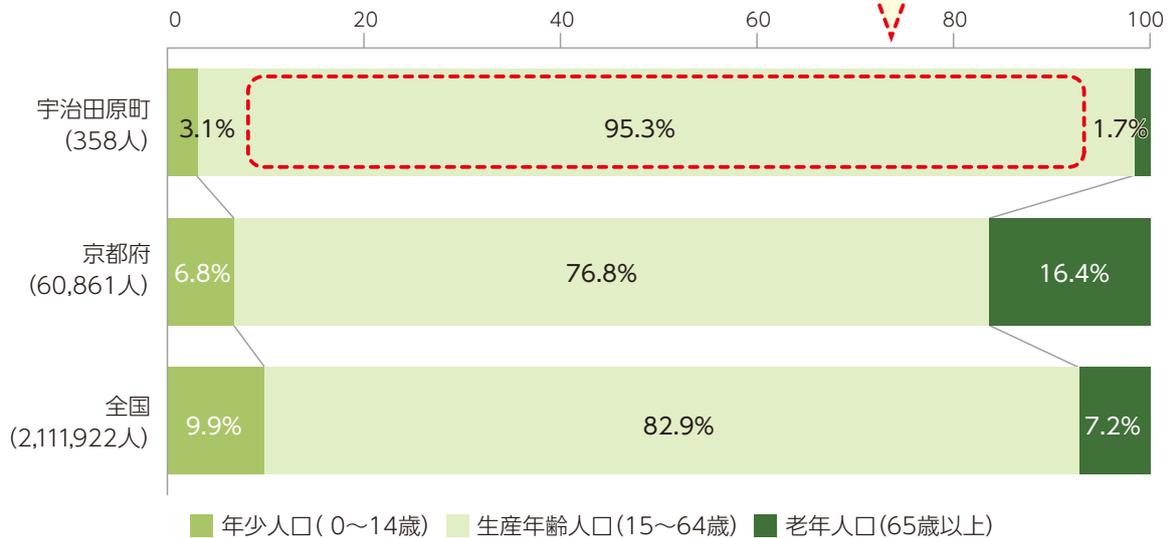
① 外国人人口の推移（性別）

外国人人口は平成27年から令和2年で大きく増加。



② 外国人人口の年齢構造

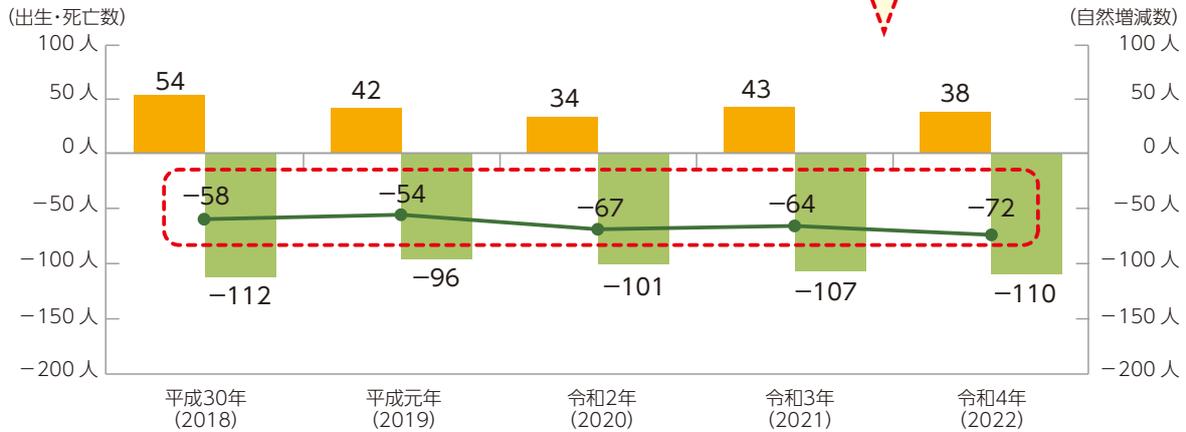
全国や府の水準と比べても生産年齢人口が占める割合が高い。



4 自然動態と社会動態

① 出生・死亡の推移

過去5年間は死亡数が出生数を上回る自然減が継続している。

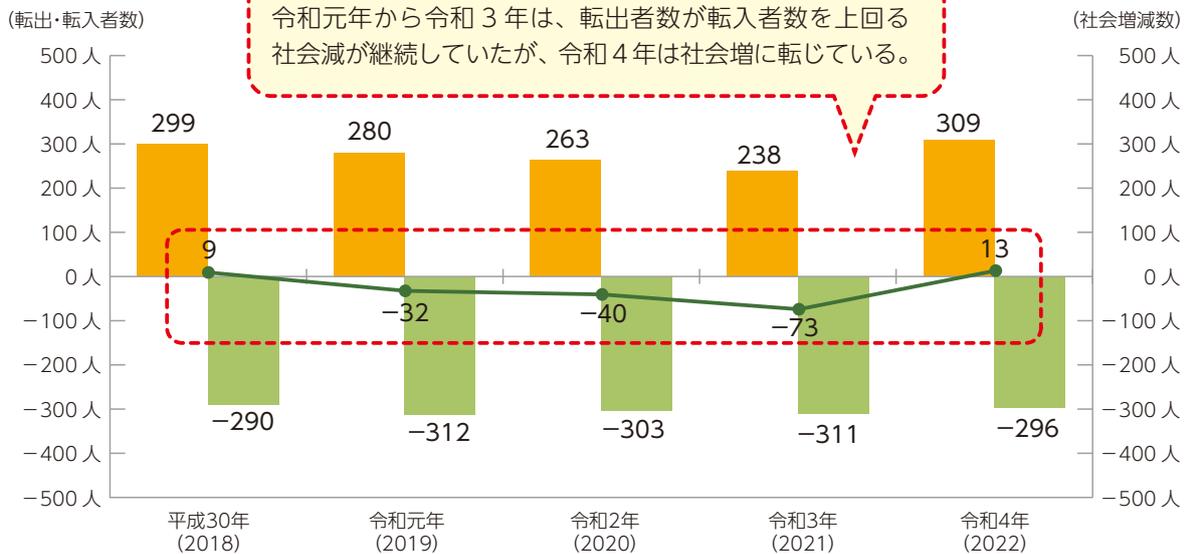


資料：人口動態調査

■ 出生数 ■ 死亡数 ● 自然増減数

② 転入・転出の推移

令和元年から令和3年は、転出者数が転入者数を上回る社会減が継続していたが、令和4年は社会増に転じている。

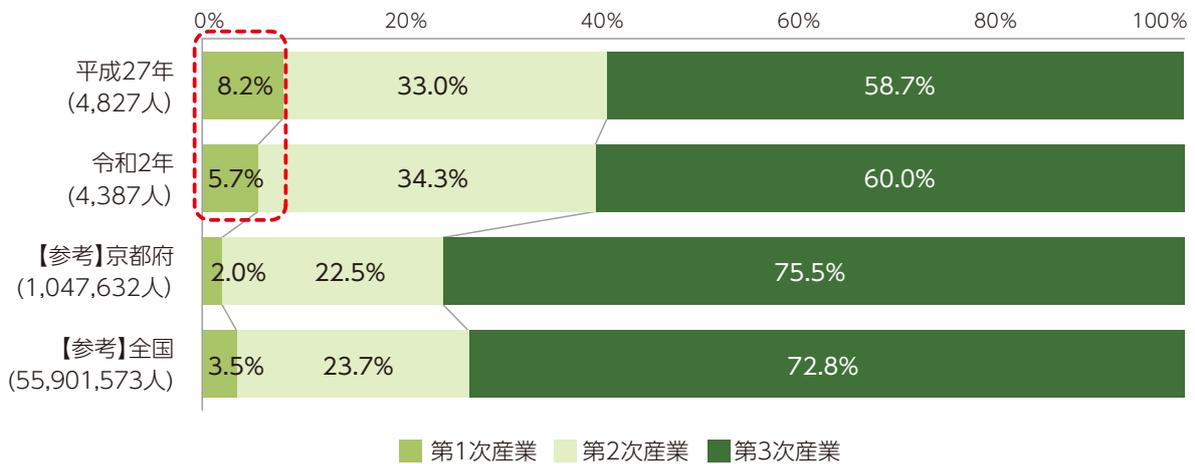


※資料：住民基本台帳人口移動報告

■ 転入者数 ■ 転出者数 ● 社会増減数

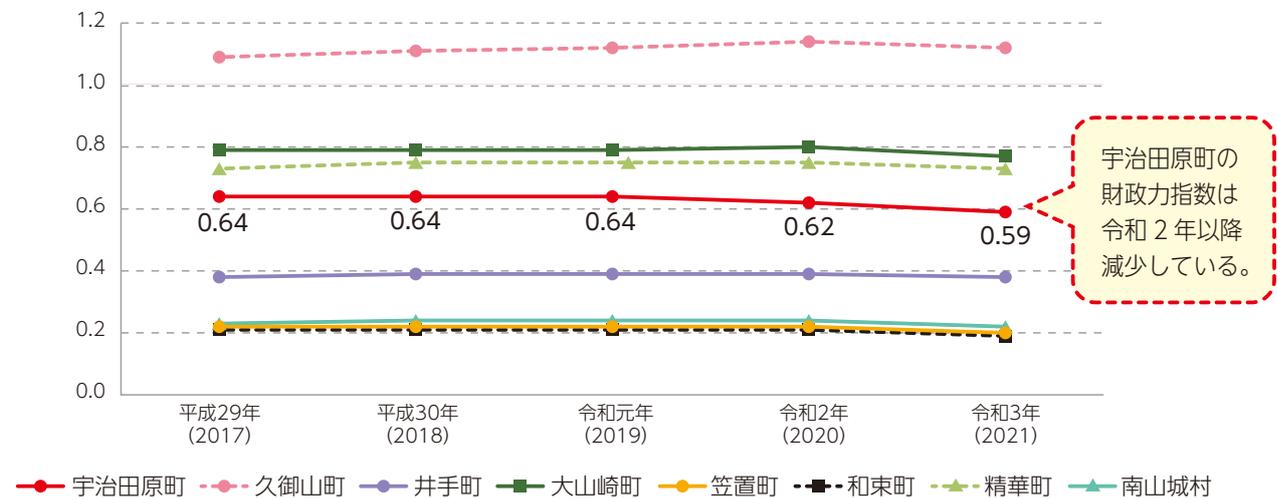
5 産業 3 部門別就業者の構成比の変化

5年間で第1次産業が占める割合が減少し、第2次・第3次産業は増加している。
 なお、国や府の水準と比べると、第1次・第2次産業の占める割合が高い。



※資料：国勢調査（分類不能の産業を除く）

6 財政力指数の推移(山城地域の町村)



※資料：市町村決算カード

※財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標で、基準財政収入額（標準的に収入しうると考えられる地方税等）の基準財政需要額（地方公共団体が妥当かつ合理的な平均水準で行政運営を行った場合に要する財政需要を示す額）に対する割合で過去3年間の平均値。

1に近いほど財源に余裕があるとされ、1を超える団体は普通交付税の不交付団体となる。

3 計画策定にあたり実施した調査等

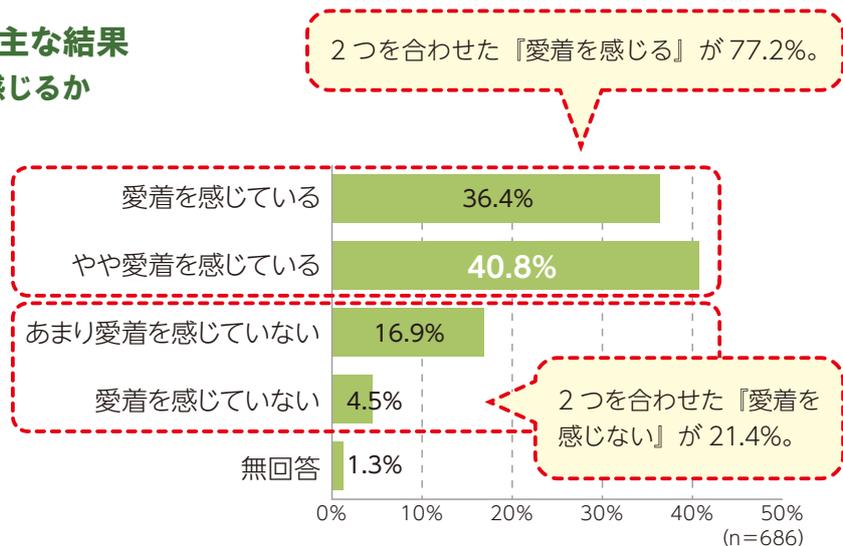
3-1 住民・中学生アンケート調査結果

1 各種調査の概要

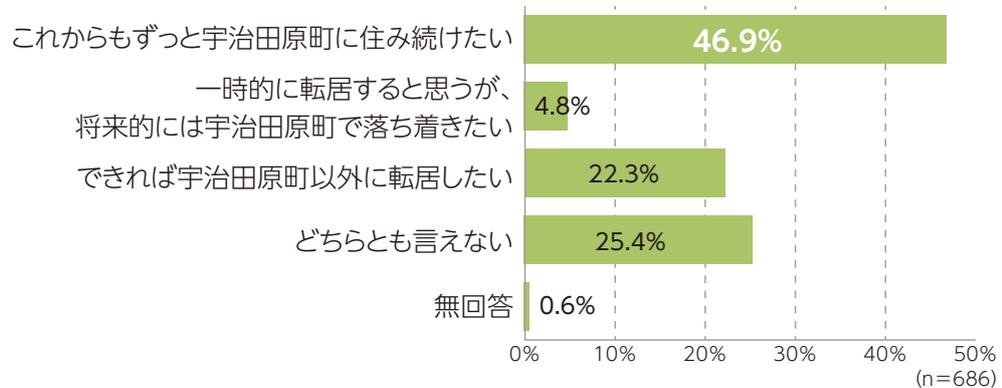
| 調査の種類 | 調査の対象（抽出方法） | 実施方法 | 配布・回収数 |
|----------------|--|-----------------------------|-------------------------------------|
| 住民 アンケート調査 | 高校生世代（全数（234人）） 19歳以上の住民（無作為抽出1,300人） | 郵送による 配布・回収 （Web回答可能） | 配布数：1,534票 回収数：686票 回収率：44.7% |
| 中学生 アンケート調査 | 町内中学校の生徒 （全数） | Webによる回答 | 配布数：202票 回収数：195票 回収率：96.5% |

2 住民アンケート調査の主な結果

① 宇治田原町に愛着を感じるか



② 今後の居留意向



③ まちづくりの取組に対する満足度・重要度

【分析方法】

- ここでは 33 のまちづくり分野の満足度・重要度（及び総合評価（全体的な住みやすさ）の満足度）について、それぞれの集計結果を点数化し、分析を行います。

〈点数化における基準〉

| 満足度 | 重要度 | 点数化 | 処理方法 |
|-----------|-------|---------|---|
| 満足 | 重要 | 100 点 | 満足度、重要度の合計点数を 対象サンプル数（回答者数）で 除して平均値を算出 ※無回答は除外 |
| どちらともいえない | | 0 点 | |
| 不満 | 重要でない | - 100 点 | |
| 無回答 | | 除外 | |

【計算例（満足度）】

〈回答結果〉

| | |
|-----------|-------------|
| 満足 | 65 サンプル |
| どちらともいえない | 10 |
| 不満 | 15 |
| 合計 | 90（「無回答」除く） |

〈計算式〉

$$\left[(65 \times 100) + (10 \times 0) + (15 \times -100) \right] / 90 = 55.6$$

※小数点第 2 位を四捨五入して表示

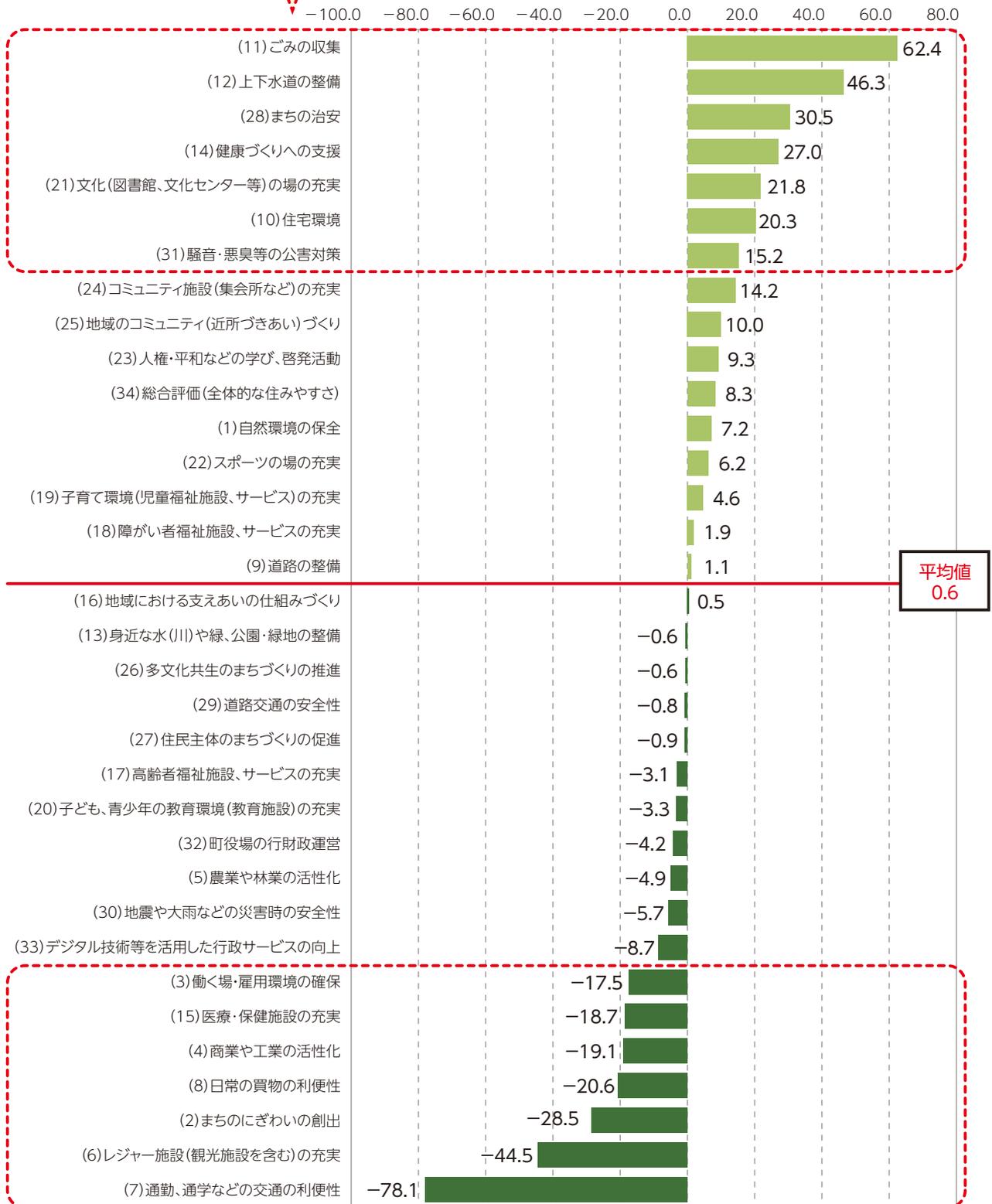
- 満足度・重要度を点数化し、それぞれグラフ化するとともに、「満足度と重要度」の関係性をグラフに示し、平均値を基準に次のように分類しています。

【満足度と重要度による分類】

- I：満足度が高く、重要度も高い項目 ▶ 宇治田原町の強み分野（PR、セールス検討）
- II：満足度は高いが、重要度は低い項目 ▶ 維持分野（取組の効率化、合理化検討）
- III：満足度は低いが、重要度は高い項目 ▶ 効果的投資分野（優先・重点的取組の検討）
- IV：満足度が低く、重要度も低い項目 ▶ 長期的改善分野（時代状況等を踏まえ検討）

[満足度の点数化]

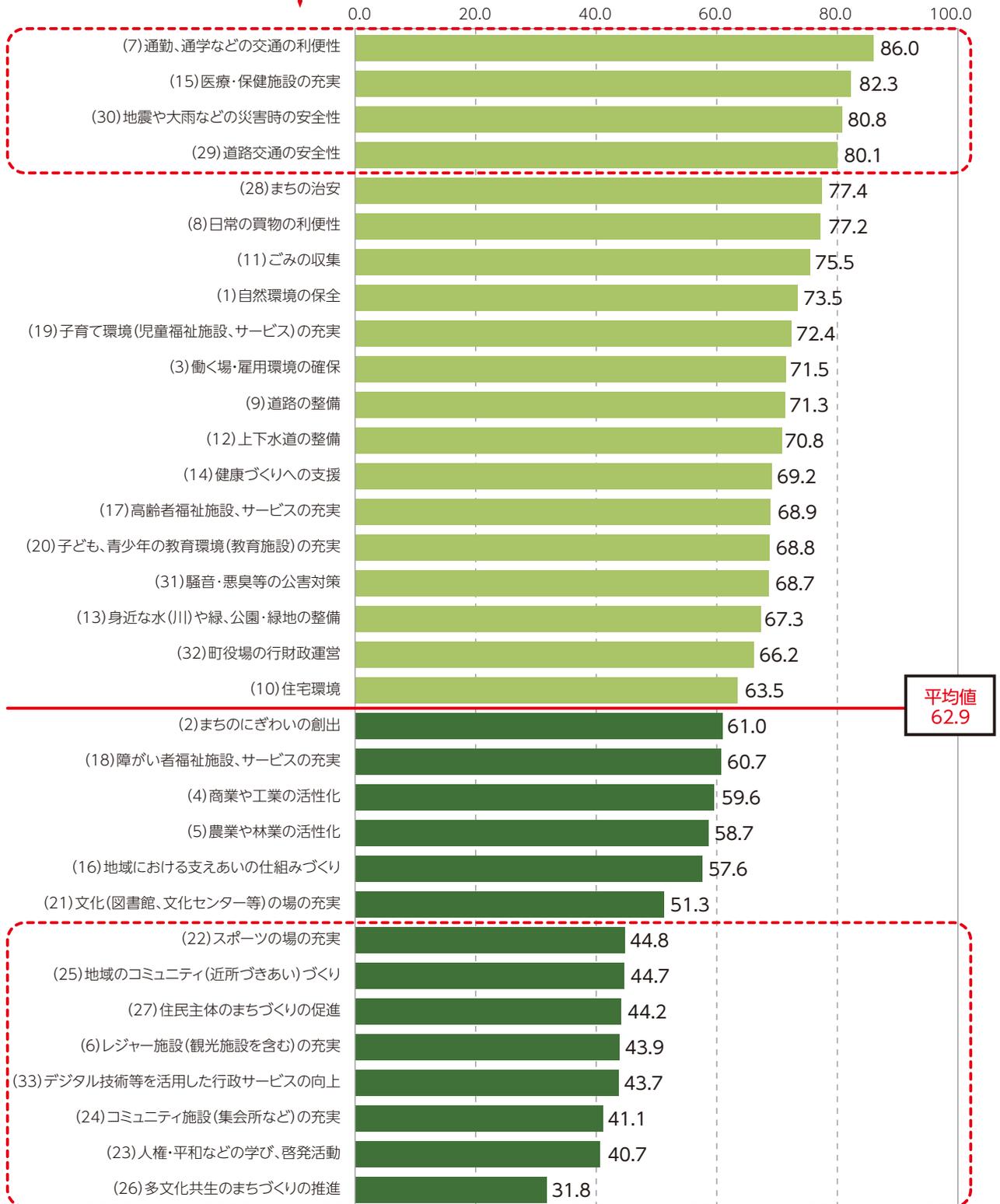
相対的に、ごみ、上下水道、まちの治安といった住環境に関連する分野の満足度が高い。



相対的に交通利便性、産業(商工業、雇用環境)や観光・買い物やにぎわいに関する分野の満足度が低い。

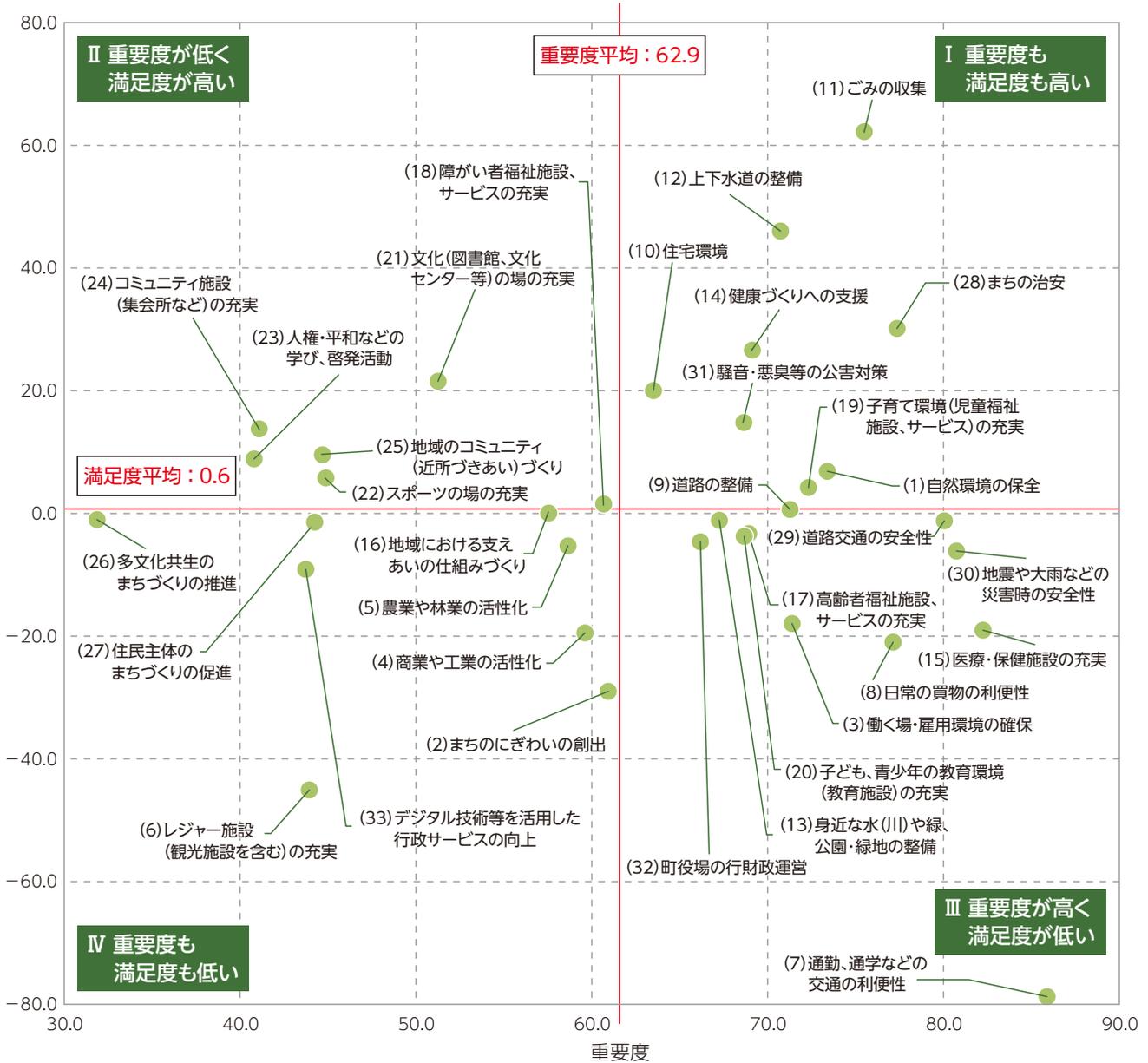
[重要度の点数化]

相対的に、交通の利便性や安全性、医療・保健、防災に関する分野の重要度が高い。



相対的に、地域コミュニティや文化・スポーツ等の分野に対する重要度が低い。

[満足度、重要度の総合分析 (CS 分析)]

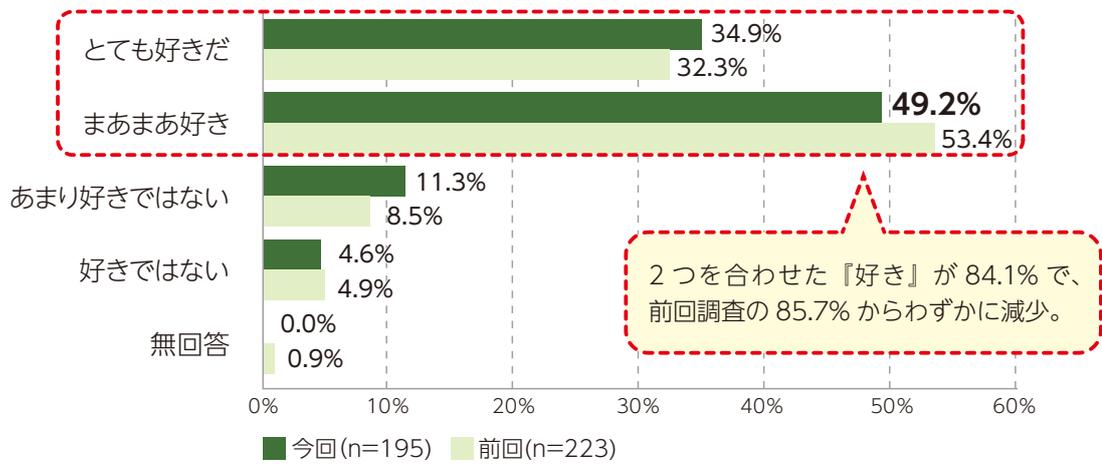


| I 重要度も満足度も高い | III 重要度が高く満足度が低い |
|----------------------------|----------------------------|
| (1) 自然環境の保全 | (3) 働く場・雇用環境の確保 |
| (9) 道路の整備 | (7) 通勤、通学などの交通の利便性 |
| (10) 住宅環境 | (8) 日常の買物の利便性 |
| (11) ごみの収集 | (13) 身近な水(川)や緑、公園・緑地の整備 |
| (12) 上下水道の整備 | (15) 医療・保健施設の充実 |
| (14) 健康づくりへの支援 | (17) 高齢者福祉施設、サービスの充実 |
| (19) 子育て環境(児童福祉施設、サービス)の充実 | (20) 子ども、青少年の教育環境(教育施設)の充実 |
| (28) まちの治安 | (29) 道路交通の安全性 |
| (31) 騒音・悪臭等の公害対策 | (30) 地震や大雨などの災害時の安全性 |
| | (32) 町役場の行財政運営 |

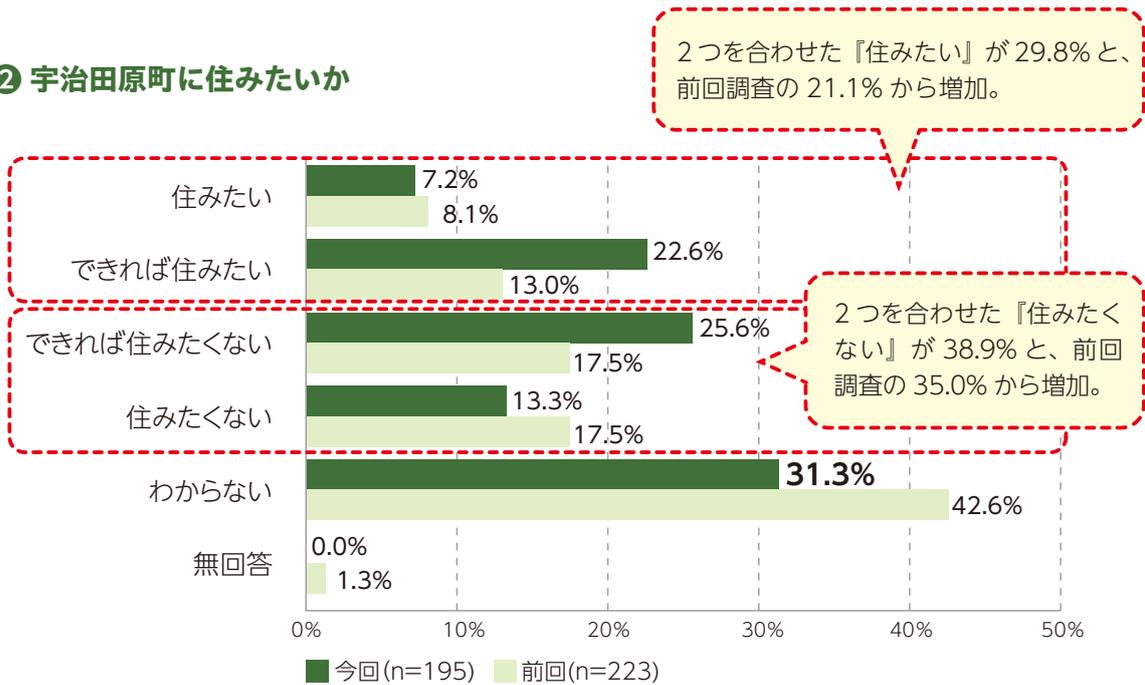
※分野の項目順に列記しています

3 中学生アンケート調査の主な結果

① 宇治田原町が好きか



② 宇治田原町に住みたいか



3-2 まちづくりカフェの概要

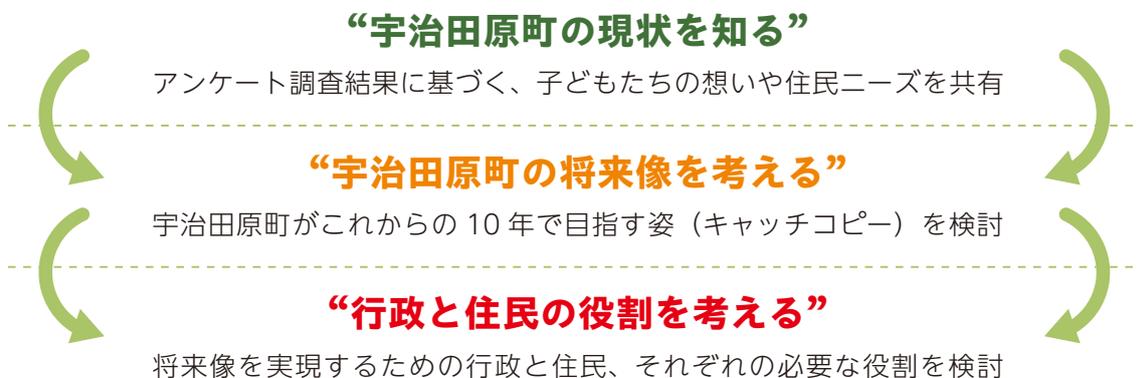


1 開催概要

| 回 | 日付 | 参加者概要 |
|-----|----------------|--|
| 第1回 | 令和5年 11月10日 | 幅広い世代の住民等 16人（男性11人、女性5人） <ul style="list-style-type: none"> ● 公募による参加者 ● 総合計画審議会委員（茶ッピー未来基金メンバーを含む） ● 21お茶のふるさと塾塾員、商工会青年部ほか |
| 第2回 | 令和5年 11月24日 | 幅広い世代の住民等 24人（男性16人、女性8人） <ul style="list-style-type: none"> ● 公募による参加者（小学生を含む） ● 総合計画審議会委員（茶ッピー未来基金メンバーを含む） ● 21お茶のふるさと塾塾員、商工会青年部ほか |

2 開催目的

宇治田原町第6次まちづくり総合計画の策定に向けて、“子どもたちの願いを叶える”“住み続けられる”まちについて、住民目線の考えをまとめることを取組として実施しました。



住民の想いが反映された総合計画策定 → 宇治田原町のまちづくりへ

4 分野別計画体系図

まちづくり総合計画

まちづくり戦略（地域創生総合戦略）

① やすらぎのまちづくり

安全、防災、保健、医療、福祉

1 安全なくらしの環境づくり

2 地域での防災力の強化

3 元気・健康づくり

4 医療ネットワークと保険制度の推進

5 支え合い助け合う地域福祉の充実

6 いきいき生活できる高齢者福祉の充実

7 地域との共生をめざす障がい者福祉の充実

主な関連個別計画

● 地域防災計画 / 国土強靱化地域計画
● 国民保護計画

● 健康増進計画（食育推進計画を含む）

● 国民健康保険事業健全化計画
● データヘルス計画・特定健康診査等実施計画

● 地域福祉計画（自殺対策計画、成年後見制度利用促進基本計画、地域福祉活動計画を含む）

● 高齢者介護・福祉計画

● 障がい者基本計画 / 障がい福祉計画 / 障がい児福祉計画

② つながりのまちづくり

都市基盤、環境保全、循環型社会、交通環境

1 戦略的な土地利用の推進

2 環のくらしの推進

3 豊かな自然との共生

4 交通・住まい環境の充実

5 安全な水の安定供給と環境にやさしい下水道整備の推進

● 都市計画マスタープラン

● 環境基本計画

● 環境基本計画

● 建築物耐震改修促進計画 / 橋梁長寿命化修繕計画
● 空家等対策計画
● 地域公共交通計画

● 水道事業経営戦略 / 下水道事業経営戦略

③ にぎわいのまちづくり

移住定住、観光、商工業、農林業、雇用

1 観光の魅力向上と移住定住人口の増加によるまちの活性化

2 商工業の振興

3 農林業の活性化

4 就業環境の充実

● 観光振興計画

● 農業振興地域整備計画 / 森林整備計画
● 鳥獣被害防止計画

④ ハートのまちづくり

子育て、教育、生涯学習、スポーツ、文化、人権、男女共同参画、多文化共生

1 子育て環境の充実

2 子どもたちの教育の充実

3 ライフスタイルに応じた生涯学習・スポーツの推進

4 郷土愛の醸成と地域文化の継承

5 人権・男女共同参画と平和を尊重する環境づくり

6 多文化共生の推進

● 子ども・子育て支援事業計画

● 教育大綱

● 教育大綱
● 生涯スポーツ振興プラン

● 教育大綱

● 男女共同参画計画
● 人権教育・啓発推進計画
● ヘイトスピーチ解消法にかかるガイドライン

⑤ 行政の基本姿勢

住民・行政のパートナーシップ、行財政運営

1 住民が主役のまちづくりの推進

2 効果的な行財政運営（デジタル化推進含む）

● 行政改革大綱・実施計画
● 公共施設等総合管理計画

5 | 諮問書・答申書

諮問書

宇 発 第3355号
令和5年8月24日

宇治田原町まちづくり総合計画審議会会長 様

宇治田原町長 西谷 信夫

宇治田原町第6次まちづくり総合計画等の策定について（諮問）

宇治田原町まちづくり総合計画推進条例第6条の規定により、下記の事項について諮問します。

記

1 諮問事項

宇治田原町第6次まちづくり総合計画の策定及び第3期地域創生総合戦略の策定について

2 諮問趣旨

宇治田原町では、令和2年3月に「宇治田原町第5次まちづくり総合計画・後期基本計画」及び、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体的に策定したところですが、令和6年度には、総合計画に内包する総合戦略の期間が満了を迎えます。

この間、我が国においては、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、社会活動におけるコロナリスクへの対応として、オンライン化、デジタル化が進展したほか、人口構造において出生数が過去最低となる等、少子化の進展は顕著であることから、令和6年度から3年間をかけて異次元の少子化対策に取り組むこととされました。

本町においても、新名神高速道路の開通を控え、都市計画道路宇治田原山手線の整備が進むなど、まちを取り巻く環境に大きな変化が予想される状況にあって、人口減少社会の中で持続可能なまちづくりを進めることが、これまで以上に求められています。

このことから、多様化する行政需要に対応し、持続可能な自立した基礎自治体を目指すため、令和7年度以降における本町のまちづくりの基本的な指針となる、「宇治田原町第6次まちづくり総合計画等」の策定についてお諮りするものです。

答申書

令和7年1月24日

宇治田原町長 西谷 信夫 様

宇治田原町まちづくり総合計画審議会
会長 谷口 知弘

宇治田原町第6次まちづくり総合計画等の策定について（答申）

令和5年8月24日付け宇発第3355号により諮問を受けた、宇治田原町第6次まちづくり総合計画等（以下、「総合計画等」という。）の策定について、当審議会にて慎重に審議を進めてきた結果、別添のとおり「宇治田原町第6次まちづくり総合計画（案）」及び「まちづくり戦略（案）」の策定に至りましたので、ここに答申いたします。

なお、総合計画等の推進にあたっては、下記の事項に十分に配慮いただくとともに、めざすまちの将来像「もっと ずっと 宇治田原 ～やすらぎ つながり にぎわい ハートのまち～」実現に向けて最善を尽くされることを要望いたします。

記

- 1 総合計画等の内容について、住民をはじめとする関係機関等への周知を十分に行うとともに、住民、地域、事業者それぞれの主体との協働によるまちづくりに取り組んでいただきたい。
- 2 基本構想に掲げる将来人口達成に向け、子ども・子育て支援、教育の充実、移住定住促進を中心とした各種施策を進めるとともに、道路・交通環境を含む暮らしの環境整備にも注力いただきたい。とりわけ、未来を担う子どもたちを育む教育環境の構築は、家庭、地域、学校が相互に連携・協働しながら、地方創生の取組と一体となって、より一層の推進に努められたい。
- 3 総合計画等の進行管理にあたっては、庁内の関係各課との密接な連携を図りつつ、進捗状況や成果の評価を行うことが肝要である。
「まちづくり戦略」については、外部有識者や地域住民による計画の評価・点検を行う体制を整え、進行管理を図られたい。

宇治田原町 **第6次** まちづくり総合計画

もっと
ずっと **宇治田原** やすらぎ つながり
にぎわい ハートのまち 

令和7年3月発行

〒610-0289 京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口18-1 宇治田原町 企画財政課 TEL 0774-88-6632(直通) FAX 0774-88-3231
E-mail kikakuseisaku@town.ujitawara.lg.jp URL <https://www.town.ujitawara.kyoto.jp/>

もっと  ずっと

宇治田原

やすらぎ つながり にぎわい

ハートのまち

